

第百十二回国会 参議院 法務委員会 會議録 第三号

昭和六十三年四月二十六日(火曜日)
午前十時開会

委員の異動

四月十六日 橋本 敦君 補欠選任 上田耕一郎君
四月十八日 橋本 敦君 補欠選任 上田耕一郎君
四月十九日 関 嘉彦君 補欠選任 山田 勇君
四月二十日 山田 勇君 補欠選任 関 嘉彦君
辞任 上田耕一郎君 補欠選任 橋本 敦君

出席者は左のとおり。

委員長 三木 忠雄君
理事 工藤万砂美君
猪熊 重二君 橋本 敦君
委員 下稲葉耕吉君 中西 一郎君 長谷川 信君 林 道君 秋山 長造君 千葉 景子君 関 嘉彦君 西川 潔君 国務大臣

政府委員 法務大臣 林田修紀夫君
法務大臣官房長 根来 泰周君
法務省刑事局長 岡村 泰孝君
法務省矯正局長 河上 和雄君

最高裁判所長官代理者 櫻井 文夫君
最高裁判所事務 総局人事局長 吉丸 眞君
最高裁判所事務 総局刑事局長 片岡 定彦君

事務局側 常任委員会専門 員 中央大学法学部 教授 渥美 東洋君

参考人 ジャーナリスト 神戸大学法学部 教授 柳沢 義信君

本日会議に付した案件
○理事補欠選任の件
○参考人の出席要求に関する件
○刑事補償法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(三木忠雄君) ただいまから法務委員会を開会いたします。

理事の補欠選任についてお諮りいたします。委員の異動に伴い現在理事が一名欠員となっておりますので、その補欠選任を行いたいと存じます。理事の選任につきましては、先例により、委員長の指名に御一任願いたいと存じますが、御異議

ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(三木忠雄君) 御異議ないと認めます。それでは、理事に橋本敦君を指名いたします。

○委員長(三木忠雄君) 参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

刑事補償法の一部を改正する法律案の審査のため、参考人の出席を求め、その意見を聴取することに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(三木忠雄君) 御異議ないと認めます。

なお、その日時及び人選等につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(三木忠雄君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(三木忠雄君) 刑事補償法の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。林田法務大臣。

○国務大臣(林田修紀夫君) 刑事補償法の一部を改正する法律案について、提案の趣旨を御説明いたします。

刑事補償法による補償金額は、無罪の裁判またはこれに準ずる裁判を受けた者が未決の拘留もしくは拘禁または自由刑の執行等による身体拘束を受けていた場合については、拘束一日につき千円以上七千二百円以下とされ、また、死刑の執行を受けた場合には、二十万円以内(本人の死亡によって生じた財産上の損失額が証明された場合に

は、その損失額に二十万円を加算した額の範囲内)とされておりますが、最近における経済事情にかんがみ、これらの額を引き上げることが相当と認められますので、右の七千二百円を九千四百円に、二十万円を二十五万円に引き上げ、補償の改善を図ろうとするものであります。

以上がこの法律案を提出する趣旨であります。何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(三木忠雄君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

これより質疑に入ります。

○千葉景子君 ただいま刑事補償法の一部を改正する法律案について、その趣旨を説明していただきましたが、まず、この法案の内容につきましてお尋ねをさせていただきたいと思ひます。

刑事補償の額の積算方法について御説明をいただきたいと思ひますが、一つずつちょっと区切ってお尋ねしたいと思います。

一番目ですけれども、拘禁補償額の日額の上限額、これの積算基準といえますか方法、これについてまず御説明をいただきたい。

○政府委員(岡村泰孝君) 今回の改正案によります拘禁補償の場合の日額上限額の引き上げは、基本的にはこれまでの改正と同じような方法によっているところであります。労働者の一日平均給与額と消費者物価指数の上昇率を勘案いたしましたところでありまして、もう少し具体的に申し上げますと、昭和二十五年を一〇〇としたしまして昭和六十三年の推定値を求めますと、賃金が三九五・四・七、消費者物価指数が七二・七・六となっているわけでございます。これを平均いたしますと二三・四・一・二となりますので、本法制定当時の日額の上限額を二三・四倍いたしましたして九千四百円とい

たしたものであります。

○千葉景子君 それでは二番目に、死刑執行の場合の上限額、これは二千五百万円ということでございますが、これについてはいかがでしょうか。

○政府委員(岡村泰孝君) 現行の刑事補償法が制定されました当時は、その金額が五十万円であつたわけでございます。その後逐次改正されました。現行では二千万円に上つていて、ところでございまして、これをさらに二千五百万円に引き上げるというのが今回の改正であります。

ところで、当初の五十万円あるいはその後の引き上げの金額ということにつきましては、特に計数的にこういう計算方法になるんだというような明確な根拠はなかったわけでありまして、拘禁補償の金額を引き上げますので、死刑執行の場合のいわゆる慰謝料の金額も引き上げるのが相当である。その場合は、この程度の金額で引き上げるのが相当であるというようにことから引き上げが行われてきた経緯にあるわけでございます。

今回も同じようなことでございまして、拘禁補償の金額を引き上げるわけでございますので、やはり死刑執行の場合におきますいわゆる慰謝料の金額も引き上げるのが相当であるというふうに考えられるところであります。また、最近の交通事故等によりまして死亡事件の慰謝料の額も相当多額になっておりますので、こういったものを参考にいたしまして二千五百万円という金額にいたしました次第であります。

○千葉景子君 今説明をお聞きしますと、こういう積算でなければいけないというような根拠でも余りなさそうな気がするわけでございます。

とりわけ、死刑執行の場合の上限額などの説明をお聞きいたしますと、拘禁補償の方も上がるしこちらもあるべきであらう、あるいは交通事故の慰謝料額なども上昇しているということで、それを参考にされてということでございますが、それは死刑執行の場合の上限ということになりますから極めて限られた、あるいは何というんでしょう

か、あつてはならないような場合の補償ということになりますね。だとすれば、この上限額というのはもう少し上乗せをするといえますか、十分な補償額にするということも考えられるんじゃないかと思いますが、このあたりはいかがでしようか。

○政府委員(岡村泰孝君) 死刑執行後に、再審で無罪になるというような事例があつてはならないことはもとよりでございます。過去におきましてその事例は皆無であつたわけでございます。今後ともこういう事例があつてはならないのでありまして、こういう事例のないように慎重にやつていかなければいけないところでございます。

ところで、法律的には、死刑が執行されました後無罪の裁判がありました場合の補償を定めているところであります。この補償につきましては、いろいろな考え方もあるかと思いますが、現行の刑事補償法によりまして、死刑が執行されるまでの拘禁の期間につきましては、現行一日七千二百円、改正後は一日九千四百円という範囲内での拘禁補償が行われるわけでありまして、また、刑事補償法上明らかでありますように、本人の死亡によつて生じた損害も、これが立証された範囲におきまして補償されるわけでございます。それに加えて、この二千五百万円といういわば慰謝料の金額が支給される、補償されるということになつていくわけでありまして、

この二千五百万円が低いかどうかということにつきましてもいろいろ御意見はあらうかと思ひますけれども、従来の改正の経緯等から見まして、また先ほど申し上げましたように、死刑執行をされました場合には、拘禁補償その他の補償もあわせて行われるというように点をあわせ考えますれば、相当な金額であるというふうに考えているところであります。

○千葉景子君 とところで、今回は拘禁補償について日額の下限額、これは千円に据え置かれたままという形になっておりますが、これは先ほどの上限額が上がっている、あるいは死刑執行の場合の

上限額も上がったということに比較して、これだけ据え置かれていて何か特別な理由がございませうか。

○政府委員(岡村泰孝君) 現行刑事補償法は、日額につきまして上限と下限を定めておりまして、その間で裁判所が判断して金額を決定するという建前をとつていところでございます。

ところで、裁判で無罪になりました事件のうち、いわゆる心神喪失等によりまして責任能力がないということで無罪になりましたような場合は、例えば人を殺害したあるいは放火したという事実自体は認められるところでありまして、責任能力がないという点において無罪ということになるわけでございます。こういった場合につきまして補償を行うのが相当かどうか、あるいは補償を行うとすればどの程度が相当なのかということにつきましては、やはりいろいろな考え方があるわけでございます。こういった場合に余り高額な補償を行うということに對しましては、国民感情に反するということではないと思ひうわけでございます。

そういったような事情を考え合わせますと、一口に無罪と申ししましてもいろいろな場合があるわけでございます。刑事補償の実際の運用から見ましても、こういった犯罪事実を犯したことは認められるけれども、責任能力がないことで無罪になった場合は比較的低い金額で補償が行われている事例もあるわけでございます。そういった点を考えまして、今回の改正におきましては下限の方はそのままだと置きまして、こういった次第であります。

○千葉景子君 そうしますと、この制定当時からの日額の変遷を資料から拝見いたしますと、上限額というのは比較的に値上げ率がかなり高い。それに比較いたしますと下限額というのは据え置かれ、あるいは値上げ率というののかなり低く抑えられていて傾向にあるかと思ひますけれども、今御説明いただいたような理由が、やはりこういったところにあらわれていると考えてよろし

いんでしょうか。

○政府委員(岡村泰孝君) そういうことであります。

○千葉景子君 とところで、現在は身柄不拘束の場合には、現行法上は補償制度というのはございせんけれども、身柄不拘束といつても最初嫌疑があり、結果的には無罪になったというような場合には精神的にもさまざまな苦痛、あるいは社会的にも障害を受けるということがあらうかと思ひますけれども、こういった場合に何らかの措置を講ずるといふような必要はございせんでしょうか。

○政府委員(岡村泰孝君) ただいま御指摘のございました身柄不拘束のまま起訴されました、それが無罪になりましたときに何らかの補償を行うべきかどうかということにつきましても、いろいろな考え方があるわけでございます。ただ、現行法はこういった場合についてまで補償することにはいたしてないところでございます。

その理由として申し上げますならば、国の公権力の行使によりまして損害がありましたときにこれを補償するということは、その本質は、やはり損害賠償であるというふうに考えられるわけでございます。この損害賠償は、本来は損害の発生につきまして公務員の故意あるいは過失がある場合に限つて行うというのが一つの基本であらうかと思ひます。ところが、刑事補償は、公務員の故意過失を要しないで、そういった要件を設けないで、要するに無罪になった場合に補償を行うということであるので、それだけのやはり特別の理由というものが必要であるというふうに思われるわけでありまして、

すなわち身柄の拘束は刑事手続の性質上、その必要性が肯定されるものであります反面、これを受ける側にとりましては不利益な処分であつて損害が重大であるといったことを考慮したものと考へられるわけでございます。

刑事事件において起訴されました場合に、被告人が物質的精神的な損害を含めましていろいろな不利益を受けるということは否定できないのでありますけれども、いわゆる身柄が拘束されておられますん場合の損害というものは、非常に定型化しがたいという面があるわけでございます。現行の刑事補償法が一定の金額を定めまして、その範囲内で迅速に補償するという、いわば定型的な補償ということを考えておりますために、それとマッチしないという面もあるわけでございます。また、他の行政処分等の場合におきます補償というものとの均衡というものを考える必要があると思はれるのであります。さらにまた、非拘禁者に対しては補償は国家賠償法の手続によりまして、これは故意過失を要件といたしますが、この手続によりまして損害の賠償を求めることもできるわけでありまして。

さらに、被告人が無罪の裁判を受けた場合には、身柄が拘束されてたか否かにかかわらず裁判に要した費用、すなわち被告人であつた者またはその弁護人であつた者が公判期日等に出頭するに要した旅費、日当、宿泊料それから弁護人であつた者に対する報酬は補償するという費用補償制度が設けられていてござります。

こういったようないろいろな事情を考慮合わせますと、刑事補償法が身柄の拘束を受けた者だけを対象とするということにつきましては、やはりそれなりの合理性があるというふうに考えているところでありまして。

○千葉景子君　ところで、刑事補償事件になりましてもその具体的内容ですね。これを若干お尋ねしたいと思つてますが、この補償決定がなされたものの中には、再審で無罪になったもの、あるいはそれ以前に一般的に無罪の判決を受けた場合と

いうふうに分かれようかと思つてます。それぞれここ数年でもよろしいかと思つてますが、どのような犯罪、そしてその無罪になった理由、先ほどの心神喪失というようなものもあるようでございますけれども、その無罪になった理由、こういうものは具体的にどんな内容になつてゐるのでしょうか。

○政府委員(岡村泰孝君)　通常の裁判で無罪とされた事件の無罪理由であります。これは大きく分けますと犯罪の証明がないという場合でありまして、これは犯人と認めるに足る証拠がない場合とか、あるいは犯意を認めるに足る証拠がない場合などでありまして。その次が、いわゆる違法性が阻却されるという場合でございます。正当防衛などの場合であります。第三番目が責任阻却という場合であります。要するに心神喪失等の場合であります。

次に、再審で無罪になりました事件の無罪理由というところでござりますが、これはいろいろ類型があろうかと思つてございまして、一概にお答えできない点もございまして、再審無罪事件の中で大きな比率を占めておりますのが、いわゆる交通関係事件におきます身がわり犯人でございます。昭和五十七年から六十一年の間に全部で七十件再審の無罪が出ておるわけでございます。この七十件のうちの五十五件が身がわり犯人であるという統計の数字が出ておるわけでございます。そのほかのものといしましては、例えば自由調査が存する場合におきましても、その内容が不自然、不合理であるとか、客観的事実と合致しないことなどから信用性に問題があるとか、あるいは初動捜査におきます犯行現場の検分や探証活動に問題があるとされたこと、あるいはまた血痕等の鑑定結果の信用性に問題があるとされたこと、こういったことが再審の無罪の理由になつてゐるところでございます。これは一般の無罪の理由というところでございまして。

○千葉景子君　こういう無罪の判決があるある

いは再審で無罪になるということは、裁判あるいは再審の制度というのがそれなりに機能している。最終的には冤罪といふもの、のまに処罰されることなく罪が晴らされたということになるわけですから、それなりの機能を果たしているといふことを意味するのだらうと思ひますけれども、やはり無罪になった個人にとりましては、その間はえらい迷惑をこうむつたり、精神的な苦痛をこうむつたりするということも否めないわけでございます。こういう再審無罪、無実の罪になつたかもしれない、これを避けるため、あるいはそれに対する今後の対処、こういうことについては何かお考えになつていらつしやいますか。

○政府委員(岡村泰孝君)　検察庁におきましては、再審無罪あるいは通常の裁判における無罪事件がありまして、無罪の理由ということにつきましてはいろいろ検討をいたしまして、今後の執務の参考にいたしてゐるところであります。また、かつて死刑囚につきましての再審無罪事件が相次いだ際には、最高検察庁におきまして委員会を設けて、これらの事件につきましていろいろ検討をいたしたところであります。そして、その結果を資料に取りまとめまして検察官に配付いたしました。今後そういう事態のないように、十分慎重な捜査を行うように、その際の参考資料としていただくことにいたしましたところでございまして。

○千葉景子君　その原因はどういうところに起因するかと問題点についていろいろあるらうかと思ひますが、それについてはちょっとまた別な機会に譲らせていただきます。

○千葉景子君　その原因はどういうところに起因するかと問題点についていろいろあるらうかと思ひますが、それについてはちょっとまた別な機会に譲らせていただきます。

気がするわけですね。そういう意味で、その死刑制度についてお尋ねをさせていただきたいというふうに思ひます。

死刑制度については最高裁などでも一定の合憲性の判断も出されてゐるところでございますけれども、今後この死刑制度を存続させる必要があるのかどうかということについては、いろいろな意見あるいは指摘がなされておられます。それらについてお尋ねをさせていただきたいというふうに思ひますけれども、よく廃止論といふものか、死刑は存続させるべきでないという論の一つに、死刑はやはり何と云つても残虐な刑罰である、人を殺すのにはいい悪いはないわけでございますし、残虐でないやり方と残虐なやり方というのを区別するといふのもこれまたおかしいわけでございます。残虐な刑罰、こういうものを残して置くのは、やはり人間を尊重するという憲法の建前からいってもおかしいではないかという考え方もあるわけですが、こういう残虐な刑罰であるというような指摘に対してはどんなふうに法務省としてはお考えでしょうか。

○政府委員(岡村泰孝君)　この点につきましては、既に最高裁判所の判例もあるところでございまして、現在我が国が採用しております絞首の方法によりまして死刑の執行につきましては、人道に反する理由が認められないというふうに考へてゐるところであります。

○千葉景子君　死刑といふものは、その執行の方法、絞首でやるかあるいはほかの手段でやるか、こういう問題もあるかと思ひますけれども、そもそもこれが残虐でないかどうかは、私も死刑になったことはありませんし、本当に死刑の刑罰を受けた方からは何もお聞きすることができないわけですね。第三者が推してはかつて多分残虐ではないだらうと、こういうことを考へてゐるだけだということだらうと思つてゐるわけですね。

さらに死刑といふのはそれ以外にも、やはり確定し、そしてそういう死の宣告を受けてから実際に執行されるまでの間の苦痛、こういうものも非

常に過酷な、残酷な刑罰ではないかと思うんです。これは例えて言いますけれども、今がんの患者さんなどもがんであることを告知するかどうかというのは非常に大きな問題になっておりまして、それだけでも、それも死を宣告されて、それがあした来るかいつ来るかとの近づくのを待っているというところが、非常に人間にとって残酷であるということでもあらうと思うんですね。

こういうことを考えると、死刑というのはその方法のみならず、それに至る過程においても非常に残酷さといえますか、人間性に反する、そういう側面を多大に含んでいるのではないかと、思うんですが、この点あたりはいかがお考えでしょうか。

○政府委員(岡村泰孝君) 死刑は冷厳な極刑でございます。また、究極の刑罰であるということも、最高裁判所の判例が、その理由の中で述べているところでございます。確かに、この判例の言っているように、それは冷厳な極刑であり、究極の刑罰であるわけでございます。しかしながら、そういった死刑の判決を受ける被告人の犯した犯罪は、これまた残忍な行為であり、また冷厳な行為であり、非常に凶悪、悪質な犯罪であるわけでございます。

そういつたことをいろいろ考え合わせますならば、正義の実現という見地に立ちましても、この究極の刑罰である死刑というものは、やはり存置しておかなければいけないというふうに考えている次第であります。

○千葉景子君 まず正義の実現という今お言葉でございませうけれども、人を殺すことは悪い、それが、人を殺さないようにしようというのが一つの正義であろうというふうに思うわけです。それを表現するためにまた人を殺さなければいけない。非常に矛盾した刑罰ではないかと思うことが一つございまして、それからその犯罪自体も残忍である。

これは、まさに犯罪そのものを私も許そうという気は全くございませぬし、それに対しての十分

なる責任を果たさなければいけないということも、これはだれも否定するものではないと思うんです。しかしながら、それじゃ死をもって刑罰としなければいけないかということには直接つながらないだろうというふうに思うわけです。人を殺したから、そうしたらそれに対しては殺害をもってそれに対抗するということになりますと、それじゃ人を殺がせたら、じゃまたそれに対しては、何か傷害をもって相対するというようなことにもなりかねないわけでございます。決して、今の御説明は、死刑そのものを肯定する論理にはすぐつながらないだろうというふうに思うわけですが、それでも、いかがでしょうか。

○政府委員(岡村泰孝君) 死刑を残しておくべきかあるいは廃止すべきかということにつきましては、いろいろ御意見のあることは承知いたして、いろいろございまして、この問題につきましても、国民の考え方がどうであるかということも考慮しなければなりませんし、国家社会におきまして正義の維持といった点も、やはり考え合わせなければならぬわけでございます。こういった点を慎重に検討すべき問題であるというふうに思うのでございまして。

ところで、現在のところ世論調査等によりまして、国民の大多数は極度に凶悪な犯罪を犯した者に対しては死刑を科することを正当であるというふうに考えていると思われのであります。しかも、死刑には凶悪犯罪を抑制します特別な効果があるというところを国民の大多数が信じていると考えられるのでございまして。さらにまた、現実問題といたしましても、凶悪な重大犯罪というものがなお後を絶たない現状にあるわけでございます。こういったいろいろな事情を考え合わせますならば、死刑を存置する必要があるというふうに考えられるものでございまして。

○千葉景子君 今の御説明も非常におかしいところがあるかと思うんですね。凶悪犯罪もふえていて減っていない。死刑がこれは存在しているも減っていないということを逆に言えば示している

ということになります。また、国民の大多数が死刑存置については賛意を表しているというふうなお話でございませうけれども、今死刑というものを一体どんなものかというのを本当に知りながら、これは残した方がいいかと考えている人がどれほどいるかといえ、それは私は非常に疑問だと思っております。

その点で、一つはお聞きいただきたいと思っておりますけれども、死刑執行というのは大変私たちに手続的にも、それから執行そのもののについても不明な、わからない点がたくさんあるわけですが、まず死刑執行、判決が確定いたしましたから執行がされるまでの手続といえますか、これはどのような流れで行われますか。

○政府委員(岡村泰孝君) まず死刑の判決が確定いたしますと、法務省刑事局におきましては、関係検察庁から死刑執行に關します上申を待ちまして、関係の確定記録を取り寄せまして、判決及び確定記録の内容を刑事局におきまして十分検討をいたしているところでございます。その際、刑の執行停止、再審あるいは非常上告に当たるような事由、あるいは恩赦が相当と考えられるような情状、こういったものがあるかないかということにつきまして慎重に検討をいたすのであります。その結果、これらの事由ないし情状が存在しないということが確認された場合に、初めて死刑執行につきまして法務大臣の命令が発せられることとなるわけでありまして。

なお、検討の過程におきまして再審の申し立てとか恩赦の出願等がなされております場合には、それらの点につきましても十分勘案いたしているところでありまして。

○千葉景子君 死刑執行についてのその上申というのは、これはどこからどこへなされるものですか。手続の一番最初ですね、上申というふうなお答えではなかつたでしょうか。

○政府委員(岡村泰孝君) 死刑判決が確定いたしました検察庁の長から、法務大臣あてに上申がなされるわけでありまして。

○千葉景子君 検討をしないときに、上申があつて検討を始められるということですね。それはどういう形でどこからどこへ上申がなされますか。

○政府委員(岡村泰孝君) それが、例えば死刑判決が東京高検で確定いたしますと、東京高検の検事長から上申がなされるということでありまして。

○千葉景子君 ところで、今手続をお聞きしたわけですが、この執行につきましても、刑訴法によりまして、確定判決がありましてから六ヶ月以内に執行命令を出さなければいけないということになっておるかと思うんですが、これは過去の例などを私も知る限りで見ると、六ヶ月以内になされておらずに必ずしもないと言っているんじゃないかと思うんですが、これはどういう理由によるものでしょうか。

○政府委員(岡村泰孝君) 裁判が確定いたしますと、これを迅速に執行しなければならぬということとは申すまでもないところでございまして。そういう趣旨から見まして、刑事訴訟法は死刑の執行につきましても、「判決確定の日から六箇月以内これを執行しなければならぬ」と規定しているところでありまして。もともと、この刑事訴訟法も再審の請求等がなされている期間は、この六ヶ月の間に入らないというところを定めているところでございます。

ところで、死刑の執行につきましても、先ほど来申し上げましたように、確定判決が死刑でありましてもこれを執行するに当たりましては、さらに法務省刑事局におきまして慎重にいろいろの角度から検討をいたしているところでございます。そういう点から見まして、何が何でも六ヶ月以内に執行しなければいけないんだというものはないと思つたのでございまして、死刑囚の心情の安定といったことも考えなければいけないであらうかと思つたんです。手続にさらに慎重を期するということから、刑事訴訟法の定めております六ヶ月以内に執行できない事例も間々、間々といえますか多

○千葉景子君　今死刑囚の心情の安定ということも考慮してということですが、この死刑囚の心情の安定というのは、一体どういふことを具体的に考えるんでしょうか。

というのが具体的にどういうことかというお尋ねだ
 と思いますが、人間でございますから、やはり生
 に対する執着というのは非常に強いわけでござい
 まして、いわば精神的な領域に入るかと思ってい
 けれども、非常に生に対する執着が強くて、人を

恨みになを恨みということでもって精神が安定しないままに死刑を執行するということは、必ずしも国の刑罰権の行使として正しいものじゃないんじゃないか。こういう観点から、やはり自分の犯した罪について贖罪意識が十分になり、そして自分が自分の死というものを冷静に受けとめることができるような状態、そういうったものを私どもは考えております。

○千葉景子君　だれでも生に対する執着というの

はぬぐい切れないものがあろうかと思ひますし、心情の安定というのは、自分が安定しているかどうりかというのはその本人だけがわかることであつて、なかなかそれは第三者が、今心情が安定している状態があるいは不安定な状態かはかるというのは、これはおこがましいというか、また不可能ではないかというふうにも思わざるを得ないんですね。こういう非常に不明確といひますか主観的、そういうものが、死刑執行についての一定の要件とまではいかなくても条件の一つになっているというあたりにも、死刑執行の難しきみたいなのがあるのじゃないかというふうに考えるんですけれども、いかがですか。

○政府委員(河上和雄君) 確かにおっしゃるような面が多々あると思います。ただ、自分の精神が安定しているかどうか、必ずしも人間というのは、主観的にそうであるからといって客観的にそうでない場合も間々あるわけございまして、主観、客観いろいろな面をやはり総合するということ

○千葉景子君 私は最終的に、本当に心情が安定

して死刑執行がなされるなんということは、何となくそのような気がしてなりません。

これはちよつとここで置きまして、そうなりまして、現在死刑判決確定者というものは、今何名ぐらいいらつしゃいますか。

○政府委員(河上和雄君) 本日現在で三十名でございます。

○千葉長子君 それぞれ判決が確定いたしましたから何カ月ぐらいたっているんでしょか。一応その基準としては六カ月以内に執行がなされるといのが原則であるということになりますけれども、この基準に照らしてはいかがですか。

○政府委員（河上和雄君）　少しく具体的な話になります。おおよそのところで申し上げますと約三十年近く、それからごく最近のものではまだ一月

未満ということでございます。

○千葉虎子君　そうなりますと、この三十名の中には、そう言つてはあれですけれども、あすにでも執行されるかもしれないという方も含まれていゝると思つてよろしいわけですね、可能性としては。

○政府委員(河上和雄君) さようでございます。

○千葉景子君 ところで、先ほどからこの死刑そのものがなかなか国民、我々にはわかりにくいと

いうことですけれども、実際にその判決が出たということは報道などでもよくなされます。しかし、一体執行されたのかどうかというのはなかなかわからない事実でございまして、ここ六十一
年、二年、三年、ことはまだ三年、途中でござ

いますけれども、実際に執行された数、これはどのくらいになりましたでしょうか。

○政府委員(岡村素孝君) 昭和六十年から六十二年の間合計七名でございます。

○千葉景子君 この執行につきましては執行された事実、これはすぐに公開といえますか、一般的

○政府委員(岡村泰孝君) 死刑の執行につきまし

ては、公開で処刑するというような話も私は聞いていたところですが、少なくとも日本におきましてはそういう制度はとっておられないところでございます。

死刑が執行されました者の家族あるいはその関係者に与える影響あるいはその名誉、心情、こういったものも考えなければなりません、死刑囚の

心情の安定ということにつきましても、やはり留意しなければいけないわけでございまして、我が国におきましては、死刑の執行につきましてはこ

れを公表しないという立場をとっているところ
でございまして、これがまた相当であるというふう
に考えているところであります。

○千葉景子君 執行につきまして公開すべきかどうかという問題とは別に、既に執行がなされた事実、これについては公表なさっているらしいやいま

すか。

○政府委員(岡村素孝君) 死刑の執行がなされたという事実は、公表はいたしていいところであります。公表いたさない理由は、先ほど私が述べたところであります。

○千葉景子君 親族あるいはその本人の名誉など

の問題もあろうかと思いますが、これは死刑執行そのものだけではなくて、それに至る間のさまざまな問題でも名譽の問題というのはあろうかと思

うんですね。ただ、執行された事実すら公表されない、そして公開はすべきかどうかというような問題はありますけれども、死刑がどのような形でなされているかというのも国民にも知らされていない。こういう中で死刑を存置すべきかどうかとい

うような議論をするというのは、何の材料もなく話をしているようなものではないかというふうに思うんですね。そういう意味では何らかやはり死刑を存置する、そしてこれが必要な刑罰であるというところであるならば、この執行された事実等はいくらきちつと国民にも報告をする、そういう責

○政府委員(岡村泰孝君) 死刑の判決が確定する

に至りました経緯につきましては、これはすべて公開の裁判によりまして国民の前に明白となつてゐるところでございます。その後の死刑の執行につきましては、先ほど来申し上げてゐるような理

由から見まして、これを公表する必要はないし、公表しないのが相当であるというふうに考えているところであります。

○千葉景子君 執行の事実というのは、関係者といひますか例えば親族であるとか、あるいはまたこの死刑のいろいろな背景を見ますと、その被害

者側であるとか、あるいは裁判なりに従来関与をしてきた弁護人であるとかこういうものに対して、この事実というのは知らされませんか。

○政府委員(河上和雄君) 死刑の執行につきましては、本人の通知してもらいたいと希望する親族については通知いたしております。

ただ、おっしゃった被害者につきましては、こ

れはもう思い出したくもないとおっしゃる、そういう向きもたくさんあるわけでございまして、必ずしもそういう方々に一々御通知申し上げるのかわかたか、疑問も多い場合がございます、現段階では希望する親族だけでございます。

○千葉景子君 被害者の方も、やはり思い出したくもないということがあっていうくらいですか。一体死刑が、逆にいえば被害者に対しての被

害感情を少しでも和らげるといふ機能も、そういう意味では果たしていいような氣もするわけですね。

ところで、さらにこの死刑については、一番大きな廃止論といえますか、もうやめるべきだとい

う論の大きなものとしては誤判のおそれ、これは取り返しのつかないことになるという考え方が強いではないかというふうに思うわけです。死刑でなくとも、これは冤罪などでは問題は残ります。死刑となれば全くもう本人が死亡してしましますから取り返しがつかないのは当然です。こう

いう誤判のおそれ、こういうことについてはどんなふうにお考えでしょうか。

○政府委員(岡村泰孝君) 我が国の裁判の実情から見まして、死刑の適用ということにつきましては極めて慎重になされているところでありまして、死刑が宣告されますのは極めて凶悪重大な犯罪に限定されているところでありまして、また三審制が保障されておりまして、裁判所におきまして慎重な審理が行われているところでありまして、さらに、裁判が確定いたしました後におきましても、再審あるいは恩赦といった救済の制度が設けられているところでありまして、これらの申し出等がなされたときには、やはり慎重な審査が行われているところでございます。

加えてまして、先ほど申し上げましたように、法務省刑事局におきましていろいろな角度から、確定記録につきまして慎重に検討をいたしまして誤りなきを期しているところでございます。現在の制度及び運用の両面から慎重な上にも慎重に対処しているところでありまして、

○千葉景子君 戦後死刑の判決を受けて、その後再審などで無罪になったという例、幾つかあるのかと思ひますが、どのくらいございますか。

○政府委員(岡村泰孝君) 三件だけであらうかと思ひます。

○千葉景子君 それは正確な数字でございましょうか。もしあれば、後に正確な数字を出していただきたいと思います。

○政府委員(岡村泰孝君) 今のところは三件だろうと思ひますが、なお調査いたしまして正確を期したいと思つております。

○千葉景子君 これは、死刑の判決を一度は受けても、その後無罪ということと死刑を免れたというところになるわけでございますけれども、こういう例を見ても、死刑の判決を受けたけれども、何か新しく証拠が出るというようなことから無罪になるような例もあるわけでございますね。それがはつきりしたから結果的にはよかつたし、そしてそういう三審制あるいは再審の制度などという

うものが担保されているということは当然のことだと思ひます。しかしながら、やはり人間のやることですから、どこかに誤りがないとはいへない。また、仮に死刑にもう判決を受け執行を受けた方の犯罪事実が、その後そのまゝ埋もれてしまつていくということもないかどうかというの、これもはつきりわかりません。また、死刑判決と無期懲役というの非常に、分かれ目といいますか、動機などによつて微妙な違い、そういうところで死刑判決と無期判決に分かれるといううようなこともあるかと思ひます。そういう意味では、本当に一步間違えれば死に至るといふような死刑というのは非常に問題を残す制度ではなからうかというふうな思つておられますけれども、再度こういう問題を含めて、死刑制度というのを考え直していくというふうな方向性はありませんか。

○政府委員(岡村泰孝君) 冤罪、特に死刑囚につきまして冤罪があつてはならないわけでありまして、その点につきましては、先ほど来からる述べておりますように、制度面におきましても、運用面におきましても慎重を期しているところでありまして、今後ともそういう事態のないように十分努力をし、慎重を期していきたいと考えているところでございます。

ただ、死刑制度につきましては、これまでも申し上げておりますとおり、いろいろ考え方はあろうかと思ひますが、日本の現状に立つて考えますれば、国民の大多数も死刑の存続を是認しているというふうな考えられるのでありまして、現段階におきましては死刑制度の存続は必要なのであり、正しいものであるというふうな考えられているところでありまして、

○千葉景子君 法務省が、この死刑制度を今後も存置すべきであると、今国民の意思ということもございましてけれども、最大の理由、先ほど正義の実現というふうな言葉もございましたけれども、その一番の理由は何でしょうか。

な犯罪を犯した者に対しては、究極の刑罰でありまして死刑を科するということが、正義の実現にとりまして必要であるというふうな考えられているからであります。

○千葉景子君 ところで死刑については、その他も、時間の関係もございまして後日にまた譲ることになります。先ほどお聞きしたところによりまして、現在三十名余りの方が死刑判決確定者として存在している、その中にはすでに執行されてもおかしくない、制度上はそういう方もいらつしやるということでございます。これにつきましては、最終的には法務大臣が執行命令を下されることによつて死刑が執行されるということになるわけでございます。今やとりをさせていたいただきましたけれども、法務大臣としては、この死刑執行についてどういうお考えのもとに今後対処なさつていくか、あるいは執行命令を出さねばならぬような場合もあるかと思ひますけれども、それについて最後お尋ねして、質問を終わらせていただきます。

○国務大臣(林田修三君) 死刑は、その言い渡しを受けた者の生命を絶つ極刑でありまして、一度執行されますと回復しがたいこととなるものでありますから、その執行に際しましては、特に慎重な態度で臨む必要があるものと考えております。

刑事訴訟法四百七十五条におきまして、死刑の執行につきましては、他の自由刑や財産刑の執行と異なりまして、法務大臣の命令によることとされておりますもの、このような趣旨に基づくものと理解をしております。

特に死刑の判決は、極めて凶悪かつ重大な罪を犯した者に対して、裁判所が犯罪事実の認定についてはもとより、犯人に有利な情状につきましても慎重な審理を尽くした上で言い渡されるものでありますから、その執行命令を発する責務を有する法務大臣といたしましては、裁判所の判断を尊重しながら、関係記録を十分精査、検討い

たしまして、慎重かつ厳正に対処すべきものと考えております。

○猪熊重二君 刑事補償法の改正案の審議ということでございまして、個々の改正内容に入ります前に、刑事補償法が憲法四十条の規定に基づいて制定されたものである、こういう観点から憲法四十条についていろいろお伺いしたいと思います。

どうも政府のいろいろな御答弁を伺つてみると、刑事補償法にあるからと、それを理由にして憲法解釈をしておられるんじゃないかというふうにも考えられる。問題は、憲法四十条を解釈して、その結果として刑事補償法が果たして憲法規定に適合しているのかどうかというところが検討されなければならぬ、このように考えるからであります。

御承知のとおり、この憲法四十条の刑事補償に関する規定は、当初の政府提出の憲法草案には規定されていなかったわけでありまして、憲法十七條の国家賠償に関する規定も同様であります。憲法四十条及び憲法十七條が政府原案になくして、衆議院において修正加入され、これが衆参、當時は貴族院ですけれども、両院において可決されて憲法の条文として確定したといういきさつがあるわけでありまして、

まず伺いたいのは、当時の政府が憲法草案をつくる際に、国家賠償請求権あるいは刑事補償請求権についてどのように考えていたんだらうか。このような権利の存在は認めていたんだらうか、認めていたとしてもなお憲法上の権利として規定する必要がないと考えていた理由とか、その辺についておわかりでしたらお答えいただきたいと思ひます。

○政府委員(岡村泰孝君) 現行憲法の制定過程におきましては、ただいま御指摘のありましたように、政府提出に係ります原案には現行の十七條、四十條に該当する条文がなかったものであります。この点につきまして当時の国会での審議録等によりまして、金森国務大臣は、衆議院での審議の際に次のように述べているところでありまして、

すなわち、

第三章ノ範圍ニ考ヘラレマス權利ハ、特ニ重要ナル國民ノ權利義務ヲ考ヘテ居ル訳デアリマス、併シ世ノ中ニ規定スルコトヲ好マシトスル國民ノ權利義務ハ数多クアルノデアリマシテ、ソレヲ何処マデ憲法ニ採入レルカ、或ハ之ヲ一般ノ法律ニ任スルカ、其ノ限界ヲハッキリ決メルコトハ困難デアリマスケレドモ、凡ソ憲法ノ建前カラシテ其ノ重要サヲ検討致シマシテ、主ナルモノヲ茲ニ第三章中ニ取入レタ訳デアリマス、隨テ今御話ニナリマシタ無罪者ノ賠償トカ、或ハ官吏ノ違法行為ニ基ク賠償ノ如キハ、之ヲ法律事項、立法問題トシテ研究スル方ガ、此ノ憲法ノ体裁ニ副フノデハナイカト考ヘテ居リマス

以上のような答弁をいたしているところでございます。ところで、その後、衆議院で現行十七条、四十条を加える修正がなされたわけでございまして、その修正がなされた後の貴族院におきまして憲法案につきましても提案理由の中では、次のように述べられているところであります。

公務員ノ不法行為ニ依ル損害ニ対シテ、国及公共団体ニ其ノ賠償ヲ請求スル權利ヲ國民ニ認メラレル規定ガ第十七条ニ設ケラレテ居リマス、又罪ナクシテ処罰ヲ受ケタ、所謂冤罪ノ場合ニ於キマシテ、國民ガ補償ヲ受ケル權利ヲ認メタ規定ガ第四十条ニ示サレテ居リマス、是等ハ孰レモ第三章ノ持ツテ居ル根本精神デアリマス所ノ、國民ノ權利ヲ徹底的ニ保障スルト云フ趣旨ヲ、此ノ特殊ノ場合ニ於テ、更ニ明カニスル趣旨デアルト考ヘテ居リマス、

以上のように述べておられるところであります。○猪熊重二君 昭和二十一年の古い話を持ち出したのは、結局当時の政府においてこのような国家賠償請求権ないし刑事補償請求権というものが、単に立法事項であるあるいは法律事項である、こうお考えになつておられたのに対し、

衆議院及び貴族院においてそういうわけにはいかない。従前の経緯から見れば、このような国民の權利というものを憲法上の基本権として規定しておくことが大切であるし重要なことだと、このような経過からこの二つの条文が規定されたわけである。

それで、修正加入であれ何であれ、ともかく憲法の条文として、基本権の一つとして規定された限りにおいては、この二つの条文は他の基本的人権の条文と同じように、憲法上の權利として取り扱ふというか、見ていかなきゃならぬと思ひますけれども、この点はいかがでしようか。

○政府委員(岡村泰孝君) そのとおりだと思ひます。

○猪熊重二君 そこで、憲法四十条の「何人も、抑留又は拘禁された後、無罪の裁判を受けたときは、法律の定めるところにより、国にその補償を請求することが出来る。」という、この四十条の条文について少し伺いたいと思ひます。

まず、この四十条で、「その補償を請求することが出来る。」というふうな規定している、「その」というのは何を指しているとお考えでしようか。

○政府委員(岡村泰孝君) これは、抑留または拘禁によつて生じた損害ということになると思ひます。

○猪熊重二君 抑留または拘禁されたことに基づく、それ起因する相当因果関係にある一切の損害というふうな考へてよろしいでしようか。

○政府委員(岡村泰孝君) 抑留または拘禁によりまして生じた一切の損害ということではなくて、四十条の場合には、抑留または拘禁されたことによつて生じた損害につきまして、相当の補償が行われるというところであるというふうな考へるわけでございます。これは十七条におきまして、いわゆる公務員の不法行為により損害の賠償と云ふことについて規定いたしておりますので、これに基づきまして国家賠償法というものがあつたわけでございます。この国家賠償法の場合には、公務員の故意過失を要件といたしますけれども、それに

よつて生じた損害のすべてを賠償できるということであるわけでございます。

ただ、四十条の場合には、抑留または拘禁されたことによつて生じた損害を簡易迅速な手続で補償しようというところで、この刑事補償法が設けられているところであります。

○猪熊重二君 私が先ほどから申し上げてゐるのは、刑事補償法が定額規定をなし、その簡易迅速な補償を図ることを目的として制定されているというふうな刑事補償法の解釈から、憲法を解釈するような考へ方はおかしいんじゃないかというところで、私はこの問題を持ち出してゐるわけなんです。要するに、憲法の条文から、今刑事局長が答へになつたような相当範囲の損害を簡易迅速に補償するんだというふうなことが、この四十条のどこから出てくるのかということについて伺うために、私は一つ一つ伺ひしてゐるつもりなんです。

ですから、「国にその補償を請求することが出来る。」という、「その補償」という言葉の中には、相当性であるとか、簡易迅速なとか、定額だとかという概念は入つておらないでしよう。結局、「その」ということは、抑留もしくは拘禁によつて生じた直接的な損害か、それ起因する相当因果関係に基づく一切の損害かは別にして、要するに抑留または拘禁されたことによる損害、その補償」というのは、「その」という言葉はそういう意味であるというふうに考へてゐるんです。

この「その」という言葉の中に、そんな難しいいろいろなものが含まれてゐるとは到底考へられない。次に、「その補償」の「補償」ということは、通常どのようにならざるべきものとお考えでしようか。

○政府委員(岡村泰孝君) 損害の補てんという意味であると解されます。

○猪熊重二君 そうすると、この「補償」という用語の中にも、別にある程度だとか相当性とか、そういう内容が含まれてゐるんじゃないかと、この「補償」というのは生じた損害の補てんということであるとすれば、通常の感覚から言へば、生じた損害の全額補てんというのがすうと普通に出てくる解釈だと思ひますが、いかがでしよう。

○政府委員(岡村泰孝君) 四十条の規定は、委員も御承知と思ひますけれども、「抑留又は拘禁された後、無罪の裁判を受けたときは、法律の定めるところにより、国にその補償を請求することが出来る。」という規定になつておるところでございまして、したがひまして、この「法律の定めるところ」とは、すなわち刑事補償法であるわけでございます。具体的には補償の中身、手続等につきましては「法律の定めるところにより」というのが、この憲法の趣旨であるわけなんです。

○猪熊重二君 局長の方からおっしゃいましたので伺ひますが、「法律の定めるところにより」という場合の法律の定めるところは、どの範囲のことを法律で定められるとお考えでしようか。

○政府委員(岡村泰孝君) 補償の要件、補償の内容、補償の手続などの具体的な事柄につきましては、法律に委任してゐる趣旨と解されるのであります。

○猪熊重二君 私も、この「法律の定めるところにより」という用語は、法律の定める手続によりという範囲では、今局長の御説明のとおり納得できるんですが、補償の程度、内容までが「法律の定めるところにより」という法律事項であるというお考えにはちよつと納得しかねるんです。

なぜかと申し上げますと、憲法十七条の国家賠償の方にも「法律の定めるところにより」という同じ文言があるんです。憲法十七条の方は「法律の定めるところにより」という用語の中には、法律の定める手続によりというところは内容的に考へられてゐるけれども、この「法律の定めるところにより」という用語の中に憲法十七条の損害の範囲、程度、内容というふうなものも含まれてゐないというところは、もう一般的に当然のことになつてゐるわけなんです。そうすると、同じ「法律の定めるところにより」という用語の中に、憲法十七条の方は、一口に言へば手続規定、法律でその手続を定めると。片方の四十条の方は、手続と同時に

内容、程度まで定めることができるというふうな解釈するのは、同じ憲法の条文の中で十七条と四十条に違つた内容、同じ言葉に違つた内容を持つてくるというのは非常におかしいと思ひますが、いかがでしょう。

○政府委員(岡村泰孝君) 憲法十七条は「公務員の不法行為により、損害を受けたときは」という規定になつてゐるわけでございます。公務員の不法行為、すなわち故意過失に基づく行為につきましては、その損害が立証された限りにおきましてはすべてこれを弁償するというのが一つの原則でもあるわけでございます。

これに對しまして四十条の場合は「抑留又は拘禁された後、無罪の裁判を受けたときは、法律の定めるところにより、国にその補償を求めることができる」と規定してゐるところでございます。四十条では要件といたしてないところでございます。その点におきまして十七条と四十条といふものは条文の体裁上も違つてゐるところでございます。四十条の場合は、この憲法の定めるところに「法律の定めるところにより」、「その補償を求めることができる」ということになるわけでございます。その間、十七条、四十条によつて定められてきたところの法律の中身が違つてまいりました。それはそれぞれの性格と申しますか、そういったものから見て合理性があるというふうな考えられるわけでありまして。

○猪熊重二君 ただいまの局長のようにお考えになることも十分理由があることだと私も思ひます。しかしそうすると、もしこの「法律の定めるところにより」という用語の中に、補償の手續のほかに補償の程度、内容まで含むということになると、要するに補償の程度は法律で定めれば一日一円でもいいと、死刑の場合も三十円でいいというところまで極端すればなつてしまふんですか、どうなんですか。その辺はどうお考えになりますか。

○政府委員(岡村泰孝君) やはり憲法四十条の補

償は、憲法の趣旨といたしますところは、相당한補償であるというふうな解されるわけでございます。したがひまして、非常に低額な補償の場合には憲法上問題があるというふうな考えられます。

○猪熊重二君 私は、やはりこの補償というのは全額補償であるというふうな考えのわけなんです。ところが、この補償という言葉の内容として、補償の内容を確定するに際しては当時施行されてゐた旧刑事補償法の規定、制度を基礎として考えるんだというふうな当時の法務省のお役人の見解があるんですが、この見解についてはどうのようにお考えでしょうか。

○政府委員(岡村泰孝君) 御指摘の点は、横井大三氏の著書の中に出てくることであると思つております。

この著書によりますと、公務員の故意過失を問わないで補償をするという点と定額の補償であるという点につきましては、旧刑事補償法と同じ構想に基づくものであるということと述べてゐるわけでございます。他方、旧刑事補償法と新刑事補償法との間には補償請求権といふものが認められるかどうかという点につきましては、やはり異なるというところも述べておられるところでございます。まして、旧刑事補償法につきましては旧法の恩恵であると申しますか、そういうことでは刑事補償が行われるんだというのが当時の政府の説明であります。ところが、新刑事補償法につきましては、先ほど来から出ております憲法四十条の規定に基づきまして定められた法律でありまして、刑事補償を受ける権利を認めてゐるという点におきましては、旧法と新法との間には相違があるというところになるわけでありまして。

○猪熊重二君 要するに、政府の考え方は旧刑事補償法の考え方とほとんど変わつてないところ。一番問題点があると私は思ふんです。旧刑事補償法については、この法制定の当時の司法大臣が衆議院において「国家が賠償スル義務モナシ、補償スル義務モナイノデアリマスケレドモ、国家ハ一ツノ仁政ヲ布キ国民ニ對シテ同情慰籍ノ意ヲ表スル

ノガ、此法律ノ精神デアリマシテ」と、こう述べてゐるんです。要するに國民の權利じゃないんだ、まして國家の義務じゃないんだと。國民に對する「一ツノ仁政にすぎない」と。これが旧刑事補償法の基本的な考え方なんです。

このような考え方に対して、そういうことでは困るというところで、憲法改正の際に基本的人權の一つとしてわざわざ當時の議會において規定されてゐるんです。全然趣旨が違ふんです。それにもかかわらず、この憲法の補償という用語を解釈するに「憲法制定の際に補償という文字を用いて、他にこれの内容を明らかにする規定を置かなかつたのは、その当時の補償制度を當然予想して、それを憲法に取り入れる趣旨であつたと解する」なんていう考え方をお持ちのお役人

が、こういう新刑事補償法をつくられるとする、全然そこに発想の転換もなければ、基本的人權に對する配慮というふうなものがあるか、えないうことになるんじゃないかと思ふんです。いづれにせよ、この補償という用語が全然憲法四十条に書いてない、こうおっしゃるんですが、おっしゃるんですが、この当時の横井大三、法務省の何課長さん、立法に当たつた方がおっしゃつておられるんですが、憲法二十九条三項には、やはり補償という言葉が書いてあるんです。財産權は公共のために正当な補償のもとに用いることができるという趣旨の規定が書いてあります。憲法には、補償という言葉が四十条のほかに二十九条三項にもあるんです。二十九条三項の補償といふものの内容は、どのように通常解釈されてゐるのかとお考えでしょうか。

○政府委員(岡村泰孝君) 土地収用法に關しまして、最高裁の判例が完全な補償ということを言つております。

○猪熊重二君 今おっしゃられたように、最高裁の昭和四十八年十月十八日の判決では完全な補償をする、補償ということとは憲法二十九条三項の補償ということだと、こういうふうな裁判所でもお認めになつてゐる。そしてまた、學者もほとんど

完全補償ということが現在においては一般的な見解になつてゐるんです。

憲法二十九条三項の方の財産權に對する補償の中身は、一口に言つて完全補償、全額補償であるとした場合に、それにもかかわらず四十条の補償の方は相当程度の補償でいい。逆に言へば、完全補償、全額補償でなくともいいということの差異はどこから出てくるんでしょうか。

○政府委員(岡村泰孝君) 先ほど御指摘のありました最高裁の昭和四十八年の判例、私が申しましたように、完全な補償ということでございます。けれども、この中身をずっと読んでまいりますと、やっぱり相當な價格の補償というふうな趣旨に読めると思ふのであります。

また、憲法第三章に規定されております補償という言葉あるいは十七条の賠償という言葉、これはやはりそれぞれその趣旨を合理的に解釈して決められるべき事柄であると思ふのでございまして、刑事補償の場合は、抑留または拘禁された後無罪の裁判を受けたときは補償を求めることができるという、この規定に従ひまして、どういふような補償を具体的にに行うべきかということになつてゐるわけでございます。これにつきまして、例えば損害の全額を個別に立証させてそれを補償するといふのも一つの考え方であるわけでございます。しかし、そういう方法をとりまして、個別の立証という手間、手数がかかるわけでございます。

それに対しまして現行の刑事補償法の考え方、標準的な金額の範囲内ではあるけれども、個別の立証を要しないで簡易迅速に補償しようというところであるわけでございます。すなわち、定額補償ではあるけれども、そのかわり簡易迅速に補償するといふ趣旨でありまして、これも憲法の趣旨に沿つてゐるわけでございます。そういうふうな考えますならば、現行刑事補償法の定められておりますような定額の補償、相當な補償ということもそれ相應の合理性、相當性があるというふうな考えられるわけでありまして。

○猪熊重二君 今の局長の御答弁、もし私の誤解でなければ、補償ということとは全額補償あるいは完全補償であるとしても、それを具体的に簡易迅速に処理するための方策として、現在の刑事補償法が考えられているんだという趣旨にお伺いしてよろしいでしょうか。

○政府委員(岡村泰孝君) 現在の刑事補償法は、簡易迅速な補償ということの一つの考え方、基本としてお伺いしております。そのために、定額制という立場をとっているわけでありまして、

○猪熊重二君 その後の方じゃなくて、前の方について私はお伺いしたいんです。要するに、憲法条項等から考えれば四十条で言っている補償は、全額完全補償ということの意味しているけれども、それを実現するために個々の手続をとっていったのでは非常に手間がかかるし複雑になる。だから、それを簡易迅速に処理するために、現在の刑事補償法なんだという趣旨にお伺いしてよろしいでしょうか。

○政府委員(岡村泰孝君) 憲法四十条は「抑留又は拘禁された後、無罪の裁判を受けたときは、法律の定めるところにより、国にその補償を求めるところができる」と規定しているのをごいまして、この規定の趣旨から見まして、抑留または拘禁されたことによつて生ずる一切の損害の補償とまでは、この四十条も考えていないというふうには思われるわけでございます。四十条の規定の仕方から見まして、相当な補償というふうに解するのが相当であるというふうに思われるわけでありまして、

○猪熊重二君 どうも話が抽象的で申しわけないんですけれども、法務大臣、ちょっと私が今から申し上げることについて聞いていて、法務大臣の御意見をお伺いしたい。

この刑事補償の問題に関して一つの御意見、これは先ほどから申し上げている横井大三さんという方の御意見なんです、この方の御意見はこういうことを言っているんです。「刑事補償は、不可抗力に基く損害を誰がどの程度負担するかとい

う問題である。この場合、負担する者は、国家か本人かということになり、本人も一部負担し、国家が他を負担することもあると考えられてよい。そこに補償の内容を全損害額とせず、これらに一定の限界を設けることを許す理由がある」という、これが横井大三さんという方の、元法務省の役人の御意見なんです。もう一つは、法務大臣も御存じの今回の刑事補償法改正に際して衆議院の参考人、九州大学でしてしたが、横井大三さんという方の御意見です。

「私どもの犯罪からの安全というのは、警察、検察、裁判所という刑事司法のシステム、」に上つて守られているわけでありまして。ですから、こういうシステムのよつて犯罪からの安全を守られているところの国民が、このシステムの運用またこの損害の賠償の義務を負うことからは発生したとあるというふうな思われるわけでございます。間違って受刑者にされた人に負わせるべきでない、これが刑事補償を支えるところの根本理念だと思われたい。

これは、法務大臣も衆議院の参考人の御意見としてお伺いされたわけですが、この二つの考え方について突然で恐縮ですが、法務大臣の御意見をお伺いしたい。

○国務大臣(林田修紀夫君) 新憲法は、第三章で「国民の権利及び義務」を定めておいて、人権を尊重するということを非常に重要視しておられるわけでありまして。したがって、この刑事補償は仁政ではなくて、戦後の人権思想によるものである。かように存じます。そこで、ただいま先生のおっしゃいました二つの説では後者をとるのが妥当である、かように考えます。

○猪熊重二君 要するに、私が今まで憲法四十条をもとにしていろいろ申し上げてきたのは、刑事補償は、間違つて被告人あるいは受刑者にされた人に対する国民の道義的な謝罪だと私は思うんです。ですから、当然にそれによつて生じた損害は

全額賠償するべきである、こう考えるわけですが、これは、政治的立場がどうであるとかそういうことは抜きにして、国家の財政がどうかとかというものを抜きにして間違つて捕まつて、間違つて服役した人に対しては全額を賠償する、弁償するべきが道義的な国家としての当然の義務だと私は思うんです。

そういう観点から今回の刑事補償法の改正案を見ると、非常に額がちっちゃいというか低額過ぎるんじゃないだろうか、こう考えるんです。ほとんどの私が見聞きした限りの学者の御意見も、例えば今村成和教授、国家補償法では、刑事補償は「不法行為でない」として、国家賠償に準ずるものとして、完全賠償の建前をとるべきである。また高田卓爾教授は、「刑事補償法」において、「刑事補償は一種の国家賠償だと解する限り、それは非財産的・財産的な全損害の賠償だと考えなければならぬ。少なくとも、原則としてはこのようにな完全賠償を建前とすべきである。それから早稲田大学の新井隆一教授も「無過失損害賠償責任である」として、なにゆえに、金額を定型化する

ことが当然であるのか、明らかなではない。国家賠償との比較衡量から、本条の趣旨から、完全賠償が予定されているものと解すべきであらう。このように大勢の学者がみんな全額賠償しろ、完全賠償しろと言っておられるんです。

そして賠償金額も、法務省からお手数かけて一覧表をもらいましたけれども、平均して年間三千万円ぐらいの賠償金額にすぎないんです。再審無罪で、長期の服役後のというふうな特別な場合は別にして、一般的に言えれば年間三千万程度の金額なんです。完全賠償にしたらとて一億円になるかなんかの程度で金額なんです。こんな金を国が惜しんじやいけない。間違つて捕まえておいて、ごめんねと言つて、ちつとだよ、このちつとじゃまじやないと思つて、今回の法改正は、これはずつと今までのいきさつがありまますからずつと変えるわけにはいかぬに

でも、法務大臣がおられる間に、もう少し根本的に全額賠償するという方向での検討というものはいかがでしょうか。

○国務大臣(林田修紀夫君) 先生のそのような御意見もあるかと存じますけれども、この十七条で、不法行為についての損害賠償が規定をされておいて、そして四十条は不法行為ではなくて、無罪の裁判を受けたときの賠償が規定をされておるということから考えますと、やはり四十条の場合は速やかに賠償をしよう、また相当な補償を簡易定額でやつていこう。こういうようなことであらうと存じまして、その点ではちつと先生と考へ方を異にするものでありまして、まことに申しわけありませんが、私の考え方はそういうものでございます。

○猪熊重二君 いろいろ御意見はあるでしょう。ただ、私は今回のときにまたいろいろお伺いしたいと思つて、私がなぜこんなにしつこく申し上げるかという、国家賠償法がほとんど憲法が予想しているような機能を果たしていないという現実があるからなんです。要するに、この十年間、国家賠償を請求された方が五十数名おられて認容された方が二人しかいないということなんです。これはまた、詳しくは次回にお伺いしますけれども、国家賠償法が、同じ裁判官がやることだから警察、検察、裁判官の間違ひを故意過失というふうには認めない。認めないために国家賠償法はほとんど実質的に機能していない。こういう状況において、せめて刑事補償の方は満額やつたらどうでしょうというのが私の意見でございますが、またこれはこの次にお伺いしたいと思つてます。

○橋本敦君 まず、法案に即して二、三質問をしたいと思つてます。先ほどから議論をされておりますけれども、刑事補償については戦前の旧刑事補償法と戦後の新刑事補償法、これは理念の大転換があったというところが、まず基本的には認識されねばならぬと思つてます。その大転換の基本になったのがま

さに憲法理念そのものである。したがって、戦前と今日の刑事補償法の違いを、金額の差だとかあるいは補償を求める権利の有無ということも含めずすけれども、そういうことにとどまらないもつと大きな刑事司法における理念の大転換だということに、まずとらえる必要があるというように私は認識しておりますが、この点刑事局長のお考えはいかがですか。

○政府委員(岡村泰孝君) 旧刑事補償法におきましては、当時の政府側の説明といたしましては恩恵的なものであるという考えを述べているところでございます。これに對しまして新刑事補償法はまさに憲法の規定に従いまして、憲法の精神にのっとりましてこれを實現するために設けられた法律であるわけでございます。そういう意味においての違いは認められるわけであります。

○橋本敦君 私が行っておるのは、もつと大きな理念的な違いを認識する必要があるのではないかと、いう意味を含めて言っているんですね。戦前の裁判自体は天皇の名によって行われる裁判であつた。しかも、政治構造として主権在民という觀念はありせんから、したがって民草、つまり国民に對して天皇の名における裁判が例え誤つたものであろうとも国家としては責任を全然感じない。したがって、恩恵的に補償することはあるけれども、必要的な補償ではないし権利的補償ではない、こういうことです。そういうことが根本的に否定されたのがまさに戦後の憲法そのものですが、したがって、今日の刑事補償法のとらえ方としては、憲法四十条をどう解釈するかということについて、今私が指摘したような大転換ということが理念の転換として考えられていくとかならない、私はまず第一にそう思うわけであります。

そのことをなぜ強調するかというと、先ほどから議論されているように、憲法十七条との關係をどう見るかということにかかわってくるんですね。つまり、国家権力の一機能としての裁判という手続によって無罪であるべき事件が、これが無

罪ということではなくて身柄を拘束され、長期の裁判の苦しみを受ける、そしてその結果無罪になったという場合に、基本的にこれは国民の人権と主権に對して国家権力の一部分が行つたいかなる行為と見るかということ。それはまさに被害を受けた、損害を受けた国民の側から故意過失を立証して、そして憲法十七条に言うような国家権力の不法行為であるということを立証しなければ不法行為にならないのではなくて、基本的にこういふた冤罪だとか無罪の判決をせざるを得ないということ。国家の裁判手続における国民に対する権利侵害性として、いわば不法行為性を持つている行為として認識する必要があるのではないかと、私が言うのはこれなんですよ。このところの刑事局長のお考えはどうですか。これは基本的な問題なんです。

○政府委員(岡村泰孝君) 国の公権力の行使によります損害の補償でございますが、この点は公務員に故意過失がありまるときは憲法十七条、これに從ひました国家賠償法によりまして、国に對しまして賠償を請求することができるようでございます。

ところで、刑事補償の場合は、公務員の故意過失といふものを前提といたさないわけでございまして、損害の賠償といふことにつきましては、本来故意過失といふものが前提となるというのが近代法でございまして、その間に一部無過失責任といふものが認められてきているわけでございまして、これも、この刑事司法の問題といたしましてはそういう無過失責任と申しますか、故意過失を要件としないので無罪の裁判を受けた場合には補償をしようというものが、この憲法四十条の趣旨であるわけでございまして、この趣旨を受けて刑事補償法が制定されているということでありまして。

○橋本敦君 おっしゃるとおり無過失責任ですね。なぜ無過失責任を認めるかというそのことが、私がさっきから指摘している憲法理念そのものから来るわけでですよ。つまり、無過失責任を認めて公権力の行使の不法行為性を前提とした補償

を行うという構造ですから、したがって、その補償の内容は、これは相当の範囲でいいというのじやなくて、こういった憲法の理念に適合して受けた損害の補償をやるといふそういうことを、まさに無過失責任としても十七条と同じように、国家権力の側が国民に對して行つた責任を補償するという意味において、これは金額補償が当然だといふのは、憲法上先ほどから諸君も議論されておりますが、私は当然だと思つております。それはそれとして、こういった補償は、国民に對する権利侵害ですらない方がいいのは決まっています。

そこで、刑事手続の今日の基本原則として、犯罪の捜査を行う場合でも刑事訴訟法の大原則は、その第一条にも示されておりますように、事實の解明は人權の尊重と相まって行つていかなきゃならぬといふのが当然ですね。そういう意味からしますと、捜査の基本は強制捜査、つまり身柄拘束を伴う強制捜査が主ではなくて、基本的には任意捜査を基本として身柄拘束で行うというのが、これはやっぱり私は原則だと思つておるんですが、刑事局長いかがでしょうか。

○政府委員(岡村泰孝君) 在宅で捜査を行うということが基本でございまして、一定の場合には強制捜査を行ひ得るというのが刑事訴訟法の建前でございます。ただ、現実の問題といたしまして、強制捜査をしなければならぬようないわゆる犯罪が少なくないというのも現実の姿であらうかと思ひます。

○橋本敦君 これは統計的に難しいかも知れませんが、質問通告でお調べいただくように言つておると思うんですが、起訴前後それぞれ捜査の中で身柄拘束、それは大体どれぐらいの割合になつておりますか、統計的にわかりでしょうか。

○政府委員(岡村泰孝君) 昭和六十一年におきまして、公判請求いたしました人員が十万七千七百九十六人あります。このうち公判請求時に身柄が拘束されていた者の合計は五万二千七百七十四人、約四八・九六%であります。

○橋本敦君 それから、ちょっとこれは難しい統計ですが、起訴後の保釈というものが、当然刑事訴訟法で権利保釈ということで認められておるんですが、保釈が認められずに判決までずっと身柄拘束を受けているというのと、それからまた保釈と結局身柄が拘束されて保釈にもならなかったという率はわかりますでしょうか。すぐわからなければまた調べておいていただけますか。

○政府委員(岡村泰孝君) ただいま御指摘の点は、統計上把握いたしておらないところであります。

○橋本敦君 この点を私が聞いておりますのは、捜査について国民の側から見ると身柄拘束を受けるというものは、これは大変なことでありまして。だから、それに伴つて無罪が確定すれば、補償ということに憲法四十条に基づいてなつてくるのは当然のこととして、身柄を拘束されない場合でもたびたびの取り調べを受け、あるいは社会的に被疑者、あるいはまた公判請求をされれば被告人としてそれなりの目で見られるという、そういった精神的な苦痛もあり、また生活その他いろいろな面で、職業的にも起訴されれば当然失職ということあるいは休職ということも公務員の場合は法律上出てくるなど、身体不拘束の場合でもそれなりの損害は、無罪が確定した場合には当然あるわけですね。

この問題について、不拘束の場合に對する補償についてなると憲法四十条は「抑留又は拘禁された」場合というように規定はしておりますが、憲法の基本的理念からすれば、身柄不拘束の場合に補償をしてはならないということにはならないわけで、この点についてはどういうようなお考えですか。

○政府委員(岡村泰孝君) 身柄が拘束されておられないいわゆる非拘禁者につきましても、補償を行ふべきであるという御意見のあることは承知をいたしておるところでございます。ただ私どもは、やはり拘禁者に限つて補償するのはそれ相應

の合理性もあり、相当であるというふうに考えているところがございます。

その理由を申し上げますと、国の公権力の行使によります損害の補償は、その本質が損害賠償であり、損害の発生につきまして公務員の故意過失がある場合に限り行つて行つたのが本来は基本であるわけでございます。その場合、故意、過失を要件としないで補償を行いますためには、やはりそれ相応の特別の理由がなければならぬというふうに考えられるわけでありまして、

ところで、刑事事件で起訴された場合に、身柄の拘束を受けた場合と受けてない場合とは、やはり損害の程度が相当異なるものであるというふうに思われるのでございます。現行の刑事補償法が、身柄を拘束された場合にのみ補償をするというふうにしておりまして、身柄の拘束が国の行いであること、すなわち身柄の拘束は刑事手続の性質上、その必要性が肯定されるものでありましても、反面身柄を拘束されなかった側にとりましては不利な処分である、損害が重大であるという点を考慮したものであるというふうに考えられるわけでございます。もちろん、起訴された場合に被告人が身柄の拘束を受ける受けないにかかわらず、物質的、精神的な損害を含めましていろいろの不利益を受けることがあるということは、これは否定できないわけでございます。

ただ、現行の刑事補償法は、いわゆる定額補償ということで補償の定型化ということを図っておりますわけでございます。身柄が拘束されない場合に、その損害を定型化できるかという点に一つの問題があると思ひます。また、他の行政処分等を考えました場合に、その行政処分が誤つておつた、あるいは後で取り消されたといったような場合の補償という問題との均衡も考えなければならぬと思ひます。また、身柄が拘禁されておりました場合には、国家賠償法の手続によりまして損害の賠償を請求することもできるわけ

でございます。また、身柄が拘束されていると否にかかわらず、無罪の裁判がありました場合には、裁判に要した費用を補償するという内容を内容といたしましていわゆる費用補償制度というのが、刑事訴訟法の中に設けられているわけでございます。

こういったいろいろな事情を考え合わせますと、刑事補償法が身柄の拘束を受けた者だけを対象とするということにもやはりそれなりの合理性、相当性があるというふうに考えているところであります。

○橋本教君 その議論をしていると時間が大変かかりますから。

基本的に、憲法四十条は身柄不拘束の場合にも受けた損害を補償することは禁止していません。そして、身柄不拘束の場合も局長がおっしゃったように、受ける損害というのは現実にあるんだというところは客観的事実だと、このところは押さえるのに大事なところでして、今いろいろおっしゃったのはそれなりの理由をおっしゃったわけですが、一つ一つについてまた反論も可能なんです。後日その点は譲つて、その点は納得しておりますが、きょうは保留をしておきます。

そこで、こういった冤罪だとか、そしてまた補償ということではできないだけない方がいいというのは先ほども言ったとおりで、そのためには、裁判の実際の中で担当される裁判官が、国民を無実の罪で有罪にすることがないように不断に研修を積んでいただく。そしてまた同時に、裁判官として正しい裁判に対する姿勢、私どもの言葉で言えは憲法に基づいた人権感覚なり、憲法感覚を持つて真相の究明と人権擁護のために、まさに裁判官は毅然として職務を遂行していただく必要がある。こう思つておられますが、最高裁の刑事局長、その点についてのお考えはいかがですか。

○最高裁判所長官代理者(吉丸直君) 刑事裁判におきまして事実の認定ということ、特に無実の者を罪にしないということが最も基本的な問題であるというところは、まことに御指摘のとおりでございます。

ます。私もといたしまして、裁判官の間でいろいろな機会に事実認定等の研究を行ひまして、できるだけ正しい事実認定を行うということで努力いたしているところでございます。

○橋本教君 最高裁人事局長にお伺いしたいんですが、司法修習生の指導要綱というのを最高裁は昭和二十九年に定めておられますね。その第一章総則第一で修習の基本的目的、ここに書かれてあるわけですが、司法修習生は将来裁判官にも検察官にも弁護士にもなる非常に大事な研修の期間を過ごすわけですが、その第一を讀んでみても、今私が指摘し、かつ刑事局長がおっしゃったような憲法や人権ということについて特に深く研修しなさいなという、この理念がまず第一の理念として出てこないのは、私はどうなっているのかなという疑問を持つて見ておられますが、憲法は余り勉強しないでいいんですか。

○最高裁判所長官代理者(櫻井文夫君) 司法修習生の指導につきましては、今御指摘の指導要綱におきまして「すでに修得した学識の深化及びその実務への応用」ということが言われております。そのほか、一般教養等についても十分に備えなければならぬということが言われております。

司法修習生は、将来裁判官、検察官、弁護士のそれぞれの方向へ進むものであり、そのそれぞれの分野において憲法に関する認識、理解が必要であることは、これはもう申すまでもないことであります。司法修習生になっております者は、いづれも司法試験の合格者でございますし、そのときに憲法を初めとする各科目について十分な勉強をし、かつそれについての能力の検証を得た上で司法修習生に採用されているわけでありまして、司法研修所におきましては、特にそのような憲法のための時間というものは設けていないにいたしまして、当然それを前提とした法律家としての修練をさせるように、日常の教育をしているというふうに理解いたしております。

○橋本教君 わかりました。

ところで、そういうような憲法とのかかわりで、本場にそのなかのどうか疑わしい事例が起つたので質問をするわけですが、今奥野国土庁長官の発言問題でもかなり政治的な問題になっておるんですが、ことしの一月二十六日に、筑波大学の情報工學系学部教授の中山和彦氏が研修所で講演をされた。全修習生を対象として話をされたことがある。その講義のタイトルは「研究と情報」ということであつたんですが、その中で、この「研究と情報」とどんな関係があるのかどうか知りませんけれども、憲法とのかかわりで重要な発言があつたのが問題になってきたわけですが、出席した修習生の皆さんの話を総合して、修習生がテロもつておりましたから、その部分を起こしてみると次のようにおっしゃつておられるんですね。

日本の経済成長を可能にしたのは日本の一般労働者の知的レベルの高さである。これは、明治以降、国が国民の教育に力をそいできた結果である。日本にいつ文盲率の低い国は、韓国、台湾である。先の戦争は、侵略戦争という意味で悪い面もある。しかし、占領当時、日本がこれらの国に学校を作り、これらの国の国民に日本人に対するのと同じような教育を施してきたので、これらの国の知的水準を世界的レベルにまで上げることができたのである。それが、現在の韓国、台湾のめざましい経済成長に結びついているのである。台湾はその当時、「首狩り族」の国であつた。

こういうような発言をされているんですね。この事実は確認されておりますか。

○最高裁判所長官代理者(櫻井文夫君) ことしの一月二十六日の司法修習生の一般教養の講演で、中山和彦筑波大学教授の講演がございました。ただいま委員御指摘のとおり、その演題は「研究と情報」という演題でございました。この一月二十六日の午後一時から三時十分という二時間十分にあたる比較的長時間の講演でございました。

その話の内容は、これは一般教養の講演でございますので、司法研修所としては記録は残して

ないわけでございます。その意味で、講師の具体的な言葉遣いの詳細までは記録が残っておりませんが、その中で承知はしていないわけでありまして、その講演に立ち会った教官等から話の中身について確認をいたしました。

話の内容は、コンピュータがジェームズ・ワットの蒸気機関の発明以来の大発明である。そして、これが研究あるいは教育の場で非常に有用であるというように、それからさらにコンピュータが利用される高度情報化社会では、これに対応するための教育もなければならぬというように話が中心の講演であったと聞いております。そして、その講演の中で、話がコンピュータを扱う能力、これをコンピュータリテラシーというふうな表現するんだと聞いておりますが、そのコンピュータリテラシーの問題に及んで、さらにわき道として、そのリテラシー、文字を読み書きする能力の話に至って、そして読み書きする能力の比率の問題、リテラシーレシオの話に及んだというところまで聞いております。その中で、韓国あるいは台湾の教育レベルが非常に高く、そのリテラシーレシオも高いと。そのようなことから、例えばファクトリーオートメーションなども可能であったというふうな話が述べられたというふうに聞いております。

講演の趣旨自体は、今申しましたような講演でございまして、これを説明するために、そのわき道の中に今御指摘のような部分があったと聞いております。これも先ほど申しましたように、言葉どおりの記録が残っているわけではないわけでありまして、確認いたしましたところでは首狩り族という言葉は出たというところでは首狩り族から、さきの戦争にはよい面もあったというふうな言葉での表現はなかったというように、その傍聴した教官からは聞いております。趣旨といたしましては、これは日本が非常に古い時代の台湾に学校をつくったということ表現するために、今申しましたような言葉を使われたということのようでございます。

全体としての話は今申しましたような話でございます。一部に不適切な言葉遣いがあるいはあったかもしれないわけでありまして、全体として見れば、例えば侵略戦争を美化するとか、あるいは台湾を中傷するといふ趣旨で述べられたものではなかったというふうに聞いております。

○橋本敦君 あなたの結論が、悪いが悪いが、いいですか。台湾は、その当時首狩り族であったといふことは、やっぱり侮辱的な発言だ。戦争もよい面があったと言ったと私は聞いていませんよ。しかし、ここで言っているのは、いいですか、侵略戦争という意味で悪い面もある、しかし占領当時、日本が学校をつくって知的水準を上げてやっただけのことと聞いていますから、客観的には戦争の反省ではなくて、いいこともしたんだという意味のことを言っているという事実、これが大事なことです。御存じのとおり、同じようなことを言っている大臣を罷免になった方があるのを御存じでしょうか、人事局長、藤尾文部大臣。

藤尾文部大臣も同じようなことを言っておられるんですね。文芸春秋の八十六年十月号と十一月号に書かれている。それで、日韓併合の問題について韓国にも責任があるというふうなことを言っている、そして併合された韓国に対して日本が非常に悪意を持っていたというふうなことはないかと。例えば基礎的な教育についても日本は多大な予算を出した、そういうことで世界の植民地の中で識字率が最も高かったというふうな側面もあるわけだ、こう言っておるでしょう。こういうことがあの戦前の、戦争に対する本当に正しい反省に欠けるといふことで大問題になって、新聞論調も大問題になってとうとう総理は罷免までされたわけだ。だから、基本的に同じようなことがまた研修所の教育で起こっている。いやしくも憲法をしっかりと勉強しなくちゃならぬ法曹を養成する研修所の講義の中で、わき道にしろそういうふうな趣旨の話が出たということは、これは私は研修所として、最高裁として慎重に考え、反省する材料として真剣に受けとめるべきだと思うんですが、どう

ですか。

○最高裁判所長官代理者(櫻井文夫君) 司法研修所におきましては将来の法曹を養成しているわけでありまして、それにふさわしい教育をするといふのは、これはもちろん必要なことでございまして、その意味で一般教養の科目につきましても、その講師の選択について、あるいは講師のお話される演題等について、十分将来の法律家にあつた方を選び、そのような話を聞いていただくといふことは必要であらうと考えております。

今回のその講演につきましては、一部に不適切な言葉遣いがあったというところがございますが、全体として見ますと二時間にわたる講演でございまして、話の全体は先ほど申しましたように中身であつたわけでありまして、その意味で講師の意向としては、侵略戦争を美化したり、あるいは台湾を中傷しようという趣旨の発言をするというつもりではなかったというふうに理解したいと思っております。そのように理解したいと思っておりますが、先ほど申しましたように、一般教養の講演等については、今後も十分慎重に配慮をして企画を立てるようにはいたしていきたいというふうに思っております。

○橋本敦君 この講師を依頼するというのは研修所が決めるんですね。

○最高裁判所長官代理者(櫻井文夫君) 司法研修所規程におきましてこれの四条で、「研修に関し必要な事項は、司法研修所長がこれを定める。」となっております。講師の選択は司法研修所長に委任されているわけでございます。

○橋本敦君 だから、今回の場合も、研修所長が正式に委任をして講義をしてもらったということには間違いありませんね。

○最高裁判所長官代理者(櫻井文夫君) 司法研修所長がこの講師を選ばれて、そして正規に依頼をいたしております。

○橋本敦君 講義の内容は、それはそれぞれの学者が考える自由があるということであつても、どう

ういう講義を研修所の修習生に与えるかという、そのことについての全責任は研修所長にあるわけですね。

○最高裁判所長官代理者(櫻井文夫君) 御指摘のとおり講師の選択、さらには講師が話された内容につきましても、この話の内容は、もちろん講師が自由にお考えになるわけではございませんが、その研修そのものにつきましては、司法研修所長の責任であるのは当然でございます。

○橋本敦君 だからもう慎重に、真剣に私が最初に冒頭指摘したように、本当に憲法の正しい理念を身につけてもらうという観点から、講師の選択も責任を持って検討すべきです。

この中山教授はどういう方なのか、最高裁、調べていますか。この方は、世界平和教授アカデミー機関誌に「知識」というのがありますが、この機関誌にも投稿されております。世界平和教授アカデミーというのはどういう団体か御存じですか、人事局長。知らなければ知らないでいいです。

○最高裁判所長官代理者(櫻井文夫君) 承知いたしております。

○橋本敦君 韓国の統一協会の教祖である文鮮明という人は有名ですから、人事局長、名前御存じですか。

○最高裁判所長官代理者(櫻井文夫君) 承知いたしております。

○橋本敦君 その文鮮明師がアメリカの上院公聴会において、統一協会問題、勝共連合問題がアメリカでも大問題になって証人として公聴会に出て証言をしておりますが、その文鮮明師は、「世界の人々を独裁主義から解放するため、私は国際勝共連合を設立した」、こういうことを言っております。また、私は神の意思を学術界にもたらすため働いてきた。国際文化財団は、科学と絶対的価値について年次会議を主催し、学者たちを、世界平和教授アカデミーに集めている。」とこう言っておるのです。これは文鮮明の証言です。だから、世界平和教授アカデミーというのが勝

共連合系、韓国の統一協会系の背景を持った団体であるという事は、文鮮明の証言で明らかですが、中山教授はその機関誌に投稿されるという関係を持つておられる方なんですよ。いいですか、こういうことは知らなかったですか。

○最高裁判所長官代理者(櫻井文夫君) ただいまお話しのような組織の関係というものは、これは全く承知いたしております。

○橋本教君 ですから、責任を持って講師を選択するということに、私はそういう意味では研修所の姿勢というのは十分ではなかった、もっと慎重にやるべきだと思えます。

それでこの問題で、研修所の事務局長と修習生とが講演の後いふことで懇談をする中の一つとして、この問題が出てまいりました。あの講演は、研修所としての正規のカリキュラムとして問題があるんじゃないかということが議論された。その場合に事務局長がどう答弁しているかといひますと、どんな話であつても修習生個人が批判的に考えればいいことなんだと。そして、そういうことで、そういういふ話を聞いてこようと言っているんですね。自分がその話に不満のある発言であつても、それを聞くというのがこれは一つのトレーニングなんだと、こういうふうに事務局長が言っているんですよ。だから、自分が講師を選

択したことについての責任を反省しないで、そんな不穏当な話があつてもそれを聞いて、それを聞くのは一つのトレーニングなんだと、こう言うんですよ。そんなことだったらウルトラライティス、右翼の児玉善士夫を呼んでトレーニングで聞かしてもいいの、こうなりますわね。そういうものじゃないでしょう、研修所が責任持つてやるのは。だから、こういうような感覚では私は、これは問題だと思えますね。

そこで、この問題については今私が指摘したように、奥野国土庁長官発言も今問題になっておりますが、さきに藤尾文部大臣の発言もあり、その文部大臣の発言で大臣が罷免されるといふ重大な政治的事件まで起こった後で、研修所でこういう

ようなことが講義の中で言われているということについて、私はこれは問題だと思ふんですが、今後は正しい憲法理念に基づく教育を研修所として責任を持つて実施できるようにきちんとして、今回の件を教訓的、反省的にとらえてこういった問題が二度と起こらないように、学者の意見にそれぞれ介入することはできませんから、まさに講義のカリキュラムと内容の講師の基本的な選択を、研修所が正しくやっていくということを通じて間違ひのないようにしてもらいたいと思ひますが、局長、どうですか。

○最高裁判所長官代理者(櫻井文夫君) 司法研修所の事務局長が修習生に対して申しましたのは、これは長い懇談の中の一こまでございます。例へば講師の話の中で、一部に染まらないうな部分があつたとしても退場等の行為をした場合には、それはやはりせつかく呼んできた講師に対して礼儀に欠けることになるという趣旨を申し上げたわけでございますが、いずれにしても、先ほど申しましたように、講師の選択につきましては司法研修所に責任があるのは、これは当然のことでございますので、今後も修習生にふさわしい講演を行えるような講師の選択、演題の選定等について司法研修所に十分配慮をしていかせたいというふうに考えております。

○橋本教君 言うまでもありませんけれども、さきの戦争は、日本の国民三百万の命を失つただけじゃなくて、アジア近隣諸国に二千万を超える多くの人命の被害、そしてまた大変な物質的な損害も与えて、国際的にもあの戦争は、これはまさに日本として許されない侵略戦争であつたといふことで、御存じのようにポツダム宣言でも、無責任な軍国主義の掃蕩を戦後の日本の民主的再建の柱として据えたわけで、憲法でもその点を深く反省してこういった戦争に対する厳しい見方を憲法は貫いているはずですね。したがつて、事憲法を大事に守らないうな法曹界、研修所においても、あ

たかも侵略戦争を、さきの戦争をよい面もあつたかのごとくに受け取られるような、そしてまた侵略を受け苦しんだアジア諸国民を、今その当時はどうこうといううなことで侮蔑的に発言をするような、そういうことを私は許してはならぬと思ひます。今後とも研修所として正しい教育を進められるように、ぜひともその点は責任を持つてやっていただきますように強く要求をして質問を終わります。

○西川潔君 それでは私は、まず刑事補償法についてお伺いをいたします。

過去五年間の無罪犯の数と刑事補償請求人員と、それに補償決定人員の数はどれくらいになつてゐるのか、お聞かせいただきたいと思ひます。

○政府委員(岡村泰孝君) 最近五年間におきまして全部無罪の言い渡しを受けて確定した人員について、まず申し上げます。

昭和五十七年百四十七人、五十八年百六十五人、五十九年百二十一一人、六十年百十七人、六十年百十五人でありました。

次に、最近五年間におきます刑事補償の請求人員と補償決定人員を順次申し上げます。

昭和五十七年が、補償請求人員が四十五人、補償決定人員が四十七人でありました。五十八年が三十九人と三十七人、五十九年が四十三人と四十一人、六十年が三十九人と三十五人、六十年が五十三人と六十二人でありました。

○西川潔君 この数字を今お聞かせいただきましたが、無罪判決の数に比べて刑事補償の請求の数が、我々が思うのにはちょっと少ないように思ふんですけれども、これは何か請求の手続が非常に複雑だとか難しい問題があるのでしょうか。

○政府委員(岡村泰孝君) 請求の手続は口頭でも可能でありまして、決して難しい手続ではないわけでございます。それでは、なぜ刑事補償の請求人員と無罪の裁判を受けた人員との間に差があるのかということについて御説明いたします。

おおむね、無罪の裁判を受けた者のうち半数あるいはそれ以下の者にしか補償請求をいたしていないという実情にあるわけでございます。その理

由は必ずしも明らかではございませんけれども、例へば略式請求事件で、身がわり犯人であるために再審で無罪になつたという例がかなりあるわけでございます。

例へば、五十七年から六十一年の間に略式命令が確定いたしました、再審で無罪になりました者が総数七十人でございますが、そのうち交通関係の事件で身がわり犯人であつたという者が五十五名という、かなりの比率を占めておるわけでございます。こういう身がわり犯人の場合は、みづから進んで自分が犯人であるという虚偽の供述をいたした場合でございます。こういうものは通常無罪になりましても刑事補償請求をいたさないのが通例でございます。こういった点、あるいは考えられますことは、身柄の拘束期間が短い場合であるとか、あるいは一部無罪の場合であるとか、いろいろな事情があるだろうと思ひます。

○西川潔君 無罪判決が出た方の中で悪い人ではない。そういう人たちの場合は、今度請求があつた場合は現行のように、請求があれば補償するといふことでなく、私が考えるのには、国の方から積極的に補償さしていただく、してやる、そういうふうな姿勢の方がいいのではないかなと思ふんです。特にまた、罰金または科料の執行があつた場合、刑事補償法第四第五項にあるように、年五分の利子をつけて返還するとなつておりますが、同法第七條で「補償の請求は、無罪の裁判が確定した日から三年以内になければならない」とも書いてあります。国が間違つて支払つた金額は、本人の請求を待たずに判決と同時に返してあげるといふことの方がいいのではないかなと思ふんですけれども、いかがでございますでしょうか。

○政府委員(岡村泰孝君) 刑事補償を請求する手続であります。これは特別の方式がないわけでありまして、書面あるいは口頭で裁判所に申し立てれば足りるという意味におきまして、非常に簡便な手続になつておるわけでございます。しかも、刑事被告事件の場合でございますと、ほとんど弁護士である弁護士がついておりますので、無罪に

なりました場合には、その弁護人が刑事補償の請求ができるということにつきまして適切にアドバイスをするだろうと思ひますし、裁判所もまた無罪判決を言い渡します場合には、その辺の運用につきましても十分な配慮をしておられるところでございます。

また、罰金刑が確定いたしましたして、その納付が終了しました後、再審で無罪という裁判が出た場合でございますが、こういう場合は、実務の取り扱いといたしましては検察庁におきまして本人に連絡いたしまして、形の上では請求という形をとらしておられますけれども、実際は検察庁が本人を呼び出して、徴収いたしました罰金を返還するという手続をとっているところであります。

○西川潔君 素朴な疑問でございますが、例えばそういう請求をしない人もいるのでしょうか。しない人がおればどれくらいか。請求がなければそのお金は例えばどこへ行くのでしょうか。また現在、請求しないというふうなお金が多まっておればどれくらいたまっていくのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○政府委員(岡村泰孝君) 罰金刑を納付いたしました後、無罪になりました事件がどの程度あるか統計的に把握いたしておりますので、無罪の裁判があった後、罰金を返還していない例があるのかどうかは正確には申し上げられませんが、検察庁の実務の取り扱いが先ほど申し上げましたように、再審の無罪があれば検察庁の方で進んで本人の方に返すような手続をいたしておりますので、恐らくすべての場合に返されているのではなからうかというふうに推察いたします。

○西川潔君 ありがとうございます。

次に、刑事事件の対象となる場合は、現実に支払われる補償金の額を決定する要因といえますか判断基準、それはどのようなものか。そしてまた、過去における補償額の最高はお幾らぐらいで、その年月はどれぐらいかということをお伺いしたいと思います。

○最高裁判所長官代理者(吉丸眞君) 抑留、拘禁

による補償につきましては、刑事補償法四条二項に、「裁判所は、『補償金の額を定めるには、拘束の種類及びその期間の長短、本人が受けた財産上の損失、得るはずであった利益の喪失、精神上の苦痛及び身体上の損傷並びに警察、検察及び裁判の各機関の故意過失の有無その他一切の事情を考慮しなければならぬ。』というふうに規定されてございますが、実際の実務におきまして裁判所は、これらの事項を総合考慮して補償金の額を決定することになります。

そして、実際の補償金額がどの程度かということについて実情を御説明申し上げますと、昭和五十七年から六十年までの間に、現在の補償日額の規定を受けた事件については百七十一例ございしますが、そのうち上限の七千二百円を含め六千円を超える金額を支払った例が六十九例、四〇%でございます。それから六千円以下、三千五百円を超える金額を支払った例が七十八例、六五%でございます。三千五百円以下の金額を支払った例が二十四例、一四%でございます。

今申しましたのは一日の額でございますが、これは拘束が長くなりますと非常に大きな額になります。恐縮でございますが、その最高に支払った額が幾らだったかということ、ちょっと調査してまいりませんので失礼させていただきますかと思ひます。——先ほどの最高額でございますが、いわゆる免田事件でございます、補償金額の合計が九千七百一十二千八百円でございます。

○西川潔君 ありがとうございます。

時間の都合で重複する部分、また御通知申し上げましたものが飛ぶかも知れませんが、恐れ入ります。お許しくださいと思ひます。

次に、子供たちのことを少しお伺いしたいと思ひます。子供たちも、少年が逮捕されて身柄の拘束を受けます。刑事事件に入らず保護処分を受けた場合ですが、実質的に無罪で保護処分が取り消されても、今のままでは刑事補償法の対象とはならないと思いますが、保護とはいひましても、身体上の拘束を受けた少年の権利保護にちょっと欠けるの

ではないかなと思ひます。少年院と刑務所は違うというの、私も現場を回らせていただきました。わがかりますが、普通に暮らしている我々にとつては全く同じことで、世間の見る目は変わります。心に受ける傷もさることながら、子供の収入が一家を支えている部分になっているような家庭も随分ございします。僕なんかももう小学校のときから社会に出てずっと今日まで働き続けているわけですが、そういうことを考えますと、大人と同じような扱いをしてあげられればよいと思ひますが、少年の場合を見ますと、ここが少し違う部分では欠けているのではないかなと思ひますけれども、何とかこのあたりを考えていただくようなことはできないものでしょうか。

○政府委員(岡村泰孝君) 御指摘のありましたように、少年の場合は、家庭裁判所から検察官に送致されまして起訴されて無罪になりますと、その間の身柄の拘束につきまして刑事補償の対象になるわけでございます。しかし、保護処分が取り消されたような場合におきましては刑事補償の対象にならないわけでございます。

この点につきましてはいろいろの考え方もあるわけでございますが、例えば法制審議会の中間答申の中にも、少年のこういう権利保護の面をもう少し強化すべきだという意見もあるところでございます。

○西川潔君 何とか、まあ僕ら身近にそういう子供たちがいるものですから、そういう高校生、中学生もそうですけれども、学校が終わりました家庭を支えて仕事をしているような子供たちが随分います。人生何かの間違ひでそういう保護処分に出されて、その間ずっと親御さんたちが生活ができない。高利のお金を借りたりなんかして苦しんでいるようなこともございしますので、できまして、また少年の方の法律もよろしく願ひたいと思ひます。

次に、刑事補償というものは、本来ゼロであるべきだと思ひますが、誤判が出ない方が一番よろしいんですが、人間のすることですからたまに

は誤りもある、あつてはならないんですが、誤りが全くないというのは確かに不可能だと思ひます。でも、不可能を一步でも可能に近づけていただく努力を何をしていてもしていただかなければいけないと思ひます。人間にとりまして、一日、一日生きていくその歳月は何物にもかえがたく、またとうとういものだと思ひます。今後、誤判が出ないためにも、また捜査段階においてその自白が出ないよう、またただいまの少年のお話も含めまして、大臣はどのようにお考えになっておられますか、最後に御答弁をお願いいたします。

○国務大臣(林田修三君) 検察当局が事件を捜査、処理するに当たりましては、自白に基づかず客観的な事実に基づいて処理していくということではなればならぬわけでございますが、いざにいたしましては、できるだけ慎重に捜査をいたし処理をしていくということではなればならぬと存じます。そういう方針に基づきまして検察当局は現在もやっておりますけれども、さうらに十分努力をしていくように努めてまいりたいと存じます。

○西川潔君 ただいまの少年の方はいかがでございますか。

○政府委員(岡村泰孝君) ただいま私が申し上げました法制審議会の中間答申で、少年の権利保護という面も含めまして、少年法の改正ということにつきましての答申がなされたわけでございますけれども、この中身の問題につきましてはいろいろ御意見がございまして、法務省といたしましては引き続きその作業を続けているという段階であるわけでございます。

○西川潔君 本日はこれで終わります。ありがとうございます。

○委員長(三木忠雄君) 午前の審査はこの程度にとどめ、午後二時再開することとし、休憩いたします。

午後零時三十八分休憩

らされてはならないし、適切な犯罪の解明に萎縮効果を生じてはならないという点のバランスが何といっても重要であるように思われます。

日本の制度は、損害賠償を国家賠償で補い、さらに衡平上のものを憲法及び法律で補うという点で相当制度的に整備されているものと思われるのであります。

先ほど若干お話し申し上げました、被害者補償を含めた全体の刑事制度の通常の運用から生ずるコストの国民全体での負担の問題でございますが、その問題に関しては、犯罪者が犯罪によって多額の利益を得ている場合に、その利益を、犯罪が犯罪によって得をすることは全くないということが皆にわかるようなことも考えて、金銭的な莫大な利益を得ることができるような犯罪に関して、その犯罪による財産上の利益を何らかの形で刑罰として国が取得するような方法というものを考えることも、今後重要であるように思われる次第でございます。

以上、限られた持ち時間の範囲内で若干のことを申し上げました。

○委員長(三木忠雄君)　どうもありがとうございます。

続きまして、野村参考人をお願い申し上げます。

○参考人(野村二郎君) 野村でございます。私、長い間朝日新聞で司法記者をしておりましたの

で、その経験に基づいて私なりの意見を申し上げたいと思います。

刑事補償法の改正ですけれども、私としての結論を先に申し上げれば適切なことだというふうに

考えております。国にこういう制度があつて、国が行つたことで補償の必要性があれば現実に対応

した補償をするのが望ましいからであります。また、刑事補償というのは、刑事司法のあり方、そ

れから国の一つの文化のあり方にも影響するとい
うふうに思います。そうした点からも目配りを

する必要があり、そういうことは大切なことであり、と、いふふうな考えておられます。

ただ、無罪ですけれども、この無罪は一般的な意味での無罪でありまして、再審、特に死刑が逆転するようなケースはちょっと先へ行って申し上げ

げますが、一般的な意味で無罪をどう見るかという点につきましては見方がいろいろあることも事実だというふうに考えております。素人から見ますと、完全な無罪、冤罪であるということもあれば

ば、犯罪の証明不十分ということもありますし、必ずしもすべてが、すべての無罪事件が直ちに冤罪に連動するということふうには考えにくいのではないかと思います。つまり、捜査

とか裁判の過程で故意過失に連動しないということがあるのではないかといいことであります。ちょっと前になりますけれども、無罪を言い渡した裁判長が、判決の後で灰色を示唆するというふう

なことが法廷でありまして物議を醸したことがあります。これは確かに裁判長として越権だということに私は感じておりますけれども、こうしたことがあるということも事実であります。

しかし、私の理解する限りで、裁判での無罪というのは、法廷に出された証拠だけでは有罪を認定できない、裁判所はそういうふうな立場で判断をしたというふうに思っております。したがって

て、いわゆるシロカクロかを決めるのが刑事裁判ではないと、そういうふうには私は理解しているわけでありませう。

の行為として、結果としての誤りがあったというふうに言わなければならないというふうに思います。これは国家賠償法上の故意とか過失とか不法

せん。国家機関には犯罪捜査をする義務がありま
す。適正な範囲内で捜査活動をしてもらおうと誤り
が生ずることがあり得る、これが現実ではないかと

したがって、そうした誤りを犯した場合補償するのは当然であるわけです。捜査機関は犯罪捜査をする義務があるわけですが、やはりその

収集をする義務があり、これをなし得なかった誤りがある、そういうふうを考えるわけであります。しかも、適法の範囲内で捜査をしたとして

も、容疑者には身体的な苦痛は、これは我々が想像以上のものがあるというふうに考えますけれども、これは十分補償をしなければいけないというふうに考えまして、したがってこういうふうな補

償をする制度がある以上、現実に対応した改正をするということは大切なことだというふうに考えるわけであります。

百円ということですが、これは経済事情を考慮した、賃金とか物価の変動を考慮したことを思われますが、刑事補償法が制定された当時を基準としまして現在の水準に適切させるといふふう

なことと考えますと、それ相当の根拠を持ったものであらうというふうに考えております。もちろん、これには精神的な苦痛をどうするかというふうなことも当然入っているのだらうと思われる

が、そういう点も含めて考えると、必ずしも十分とは言えませんが、こうした不法行為というものがもし付随していれば、国家賠償で争う以外にはないのでないかというふうに考えておきます。

死刑の問題でありますが、これはもう誤りが絶対にあってはならないということは当然であります。しかし、刑事裁判も人間のすることでありま

すから総額ということになり得ませんし、そこでやはり万々を考えての補償額ということを考えておくといいことだろうと思います。二千五百万円という額が適切かどうかということになります。

と、これは非常に驚しい問題で、五百万円だけ引き上げるといふことが適當であるかということについては、私は若干のためらいもあるし何とも申し上げられないというふうな感じがしているわけ

であります。これもほかの無罪の未決拘禁の日数との関係、そういうふうなところから数字を出したとするならば、それなりの根拠があるのではないかというふうに考えております。

というのが二百万円で可決されたというニュースが出ておりました。これを直接比較するのは適当ではないかもしれませんが、あえて申し上げ

げれば、台湾の方もやはり日本国家のために一生を棒に振ったということになったのではないかというふうに思われます。そうしたことも考え、国家というのは時に非常に冷酷なことをするものである

るといふことがあるわけです。しかし、国が誤りを犯したときにはできる限りの手厚い手当てをする必要がある、これが国としてのなすべき責務ではないかというふうに考えております。

これまでに死刑が再審となつて無罪になつたケースというのは三件あります。近々恐らくもう一件ふえるだろうというふうに思っています。これらは捜査に加え、裁判においても国家機関の誤りがあ

ったということになるわけです。個々の事件について申し上げる余裕はありませんけれども、これらの事件と現在の裁判というものを比較してみますと、若干裁判の審理の仕方こ

違ひがあるのではないかと、三十年代に考えます。この三つの事件は二十年代、三十年にちよつとかかったのが一件入っておりますが、二十年代の事でありまして、警察官も検察官も裁判官も廻り

て人権意識が低い、新憲法が施行された時代といえ人権意識が非常に低かった時代の事件であります。しかも、有罪無罪の裁判所の認定の仕方など、法律上も、二

えておきます。しかし、現在の裁判の認定の仕方を見てみますと、有罪無罪の認定のハードルが非常に高くなっているというふうな感じがいたします。

そういう点から考えますと、こうした死刑が三審制の中で確定し、再審が開始され、それが無罪に結びつくというふうなケースはかなり厳格に三

審が行われるために、こういうケースが再び起こるといふことは絶無ではないにしても、余り起こる可能性というのではないのかというふうな感じがいたします。もちろんそういうことがし

能性としては少ないのではないかというふうな感じがいたします。

しかし、それでも誤判はあるというふうな前提に立つてなお補償をするのであれば、よほどの事情があるというふうなことになりますし、こういうことを考えますと、死刑に関しては捜査、裁判における誤り、責任として計数では出しにくいものがあるのではないかと、うろたふ感じがします。しかし、法律を施行する以上具体的な数字を挙げなければならぬという点から考えますと、この点については、五百万円引き上げるのが適切であるかどうかということについては、私は疑問を持たざるを得ないというふうに考えるわけであります。

つけ加えて申し上げますと、最近の裁判というのは非常に審理がスピードアップされております。審理が十分に尽くされた上で裁判のスピードアップということは憲法上の要請にこたえるもので、それで結構であるわけですが、審理がスピードアップされた結果、それが年月を経た後再審が開始され、またしかも無罪になるというふうなことが繰り返されれば、裁判の使命というものがいかんがみまると本末転倒であるわけであります。刑事補償は、十分に適正な捜査、裁判というものが行われて、そういう前提に立つてこそ意味のある制度であることは言うまでもないというふうに思います。そういうふうなことで、一般的な無罪についての刑事補償につきましては適切であるというふうに思いますが、死刑についてはなお検討の余地があるのではないかと、うろたふに思います。

以上で終わります。どうもありがとうございます。

○委員長(三木忠雄君) どうもありがとうございます。

○参考人(三井誠君) 神戸大学の三井でございます。

刑事補償法における補償額の算定基準となる日額の上限を引き上げる、すなわち無罪の裁判を得

た者が身柄拘束を受けていた場合には七千二百円を九千四百円に、死刑の執行を受けた場合には二千万円を二億五千万円にするの法律案について簡単に意見を述べたいと思います。

結論を先に述べますと、補償金額の引き上げそれ自体は、昭和二十五年の刑事補償法施行以降の七次にわたる改正と同じく、方向としては前進と言つてよろしいかと思いますが、その引き上げ額が妥当かということになりますと、若干問題を含むのではないかと考えております。

関係資料を拝見しますと、引き上げ額の算定には従来の部分改正同様、常用労働者一日の平均給与額と消費者物価指数の上昇率を勘案されたようであります。この種の額の決定には、絶対的な物差しとばかりどころというものはありませんので、経済事情を踏まえることは致し方がないことだらうと思つております。また今回の法律案は、四十年前に新しく刑事補償法で定められた額を初めて改正しようというのではございません。したがって、昭和三十一年以降二年ないし五年の間を経て順次同様の方法で手直しを加えてきたという経緯に照らしますと、このたびは全く違った方法で算定するということわけにはいきません。また、平均給与額の算定にもかなり工夫が施されているようでもあります。同時に、憲法四十条の補償は、公平の観点から迅速に補償を行うというものですから、憲法十七条に基づく国家賠償とは異なります。制度の本旨からしますと、両制度はシステムとして両相まって機能していくべきだ、こういうことになるでしょう。渥美参考人が指摘されたような比較法的な観点からは必ずしも我が国の補償額の定めが低いとは言えない面もあります。

しかし、平均賃金と物価指数の上昇率を平均化したものを掛け合わせて日額の上限額を定めるということになりまますと、労働者の平均賃金の伸び率と物価の上昇率に余りに格差がありますために、どうしても補償金の日額の上限というものは制定当初とは異なりまして、常用労働者の平均賃金の日額を大幅に下回るということになります。

今回の改正案では、日額の上限は平均賃金の日額の六〇%弱ということのようでありまます。

刑事補償は、違法な公権力の行使に対する国の損害賠償の一種として、国家賠償と本質は同じだと考えてよいかと思つております。国家による慈悲あるいは恩恵といった制度ではなく、補償請求は国民の権利に基づくものだということは確認されているところかと思つております。また、その中身には、物質的、経済的な損失はもとより精神的な損失、いわゆる慰謝料、これも当然に含まれると言つてよいでしょう。同時に、実際上も国家賠償請求が認められるというのとはかなり困難なことのようでありまます。この点は、私自身の評価が入っているかもしれません。そういう点からしますと、引き上げられまました上限は、やや低額に過ぎるのではないかと考える次第です。

そこで、算定方法を全面改定するというのは、先ほども申しましたように、困難だらうというふうに思つておりますが、それにしても若干これまでのやり方を修正してみよう。例えば、賃金と物価の上昇率に同じ比重を与えた改正案に對しまして、賃金の上げ幅に三分の二、物価の上昇率に三分の一の比重を与えてみる、こういうようなことを考えてみるのも一案ではなからうかと思つております。そういたしますと、日額の上限は一万一千円から二千万円ぐらゐになります。一考していただければ願ひまます。

死刑が執行された場合につきましては、本来上限を定めること自体に無理があるのかもしれない。ただ、過去七回の身柄拘束者に対する補償金の日額の上限の修正に伴つて、死刑の執行を受けた場合を比較してみますと、先ほど野村参考人が言われましたように、ややその引き上げが十分でないという感じがしなからうかと思つております。また、自賠責におきまます死亡の慰謝料の基準が約二千万円という現状に照らしまますと、今回の引き上げ額には若干の問題を含むのではないかという気がいたします。さればといひまして、明確な算定の根拠はこの点でも持ち合わせてはいないわけでありまます。

けれども、これまでの改正経緯等に乗つて勘案しますと、少なくとも三千万円程度の引き上げはあつてしかるべきではなからうかと考える次第です。

仮に、国家財政の枠などの制約によりまして、今回の改正案でやむなしということでありましても、今後可及的に早く刑事補償金額の引き上げに、当局の方たちが積極的に対処されることを委員会の附帯決議の形ででも出していただければありがたいかと考える次第です。

最後に、次の二点を付言しまして、意見陳述を終えたいと思つております。

第一に、冤罪は文明社会における最大の暴力と言われまますように、本人にとりましては大変な名誉侵害行為であります。侵害を金銭で換算するに限度があるかと思つております。ある意味では、名誉の回復こそが先決だと言えなくもありません。問題は、マスコミのあり方等論すべきことは余りにも多いのですが、刑事補償法二十四条にいう補償決定の公示方法の改善などを含めて、名誉の回復方法というものをもう少し考えていただければと思つております。

第二に、刑事補償の引き上げ問題は、これ自体孤立したものではなく、他の補償のあり方あるいは充実にことと結びついて初めて生きてくることだらうと思つております。さしあたり、喫緊に検討すべきものとしたしましては、被疑者補償規程の法律化とか、あるいは再審請求段階において要しました費用の補充等々が指摘できるでしょう。これまた、理論的には詰めなければいけない点を多々残しておりますけれども、非拘禁補償制度の導入という問題も、もう少し検討されてしかるべきように思つております。

あるいは、以上の点は、これまた附帯決議の形ででも表に出していただければと考えたりもいたします。

刑事補償はどうあるべきかというのは、我が国の刑事司法の構造はどうあるべきか、あるいは刑事司法の現実はどうかといったグローバルな視点

からもとらえる必要はありますが、持ち時間が参りましたので、その点は機会を改めたいと思います。

○委員長(三木忠雄君) どうもありがとうございます。

続きまして、柳沢参考人をお願い申し上げます。

○参考人(柳沢義信君) 柳沢でございます。

このたび刑事補償法の一部を改正しまして、刑事補償金額の最高限を改め、補償の改善を図ろうとするということでございますので、まことに結構なことでございますし、喜ばしく思っております次第でございます。また、結論の点につきましては、三井参考人が申されたことを引用したいと思いますが、引上額をもう少し上げていただいたというふうに感ずるわけでございます。

ところで私、弁護士でございますので、また米谷四郎氏の再審事件を実際に担当いたしましたので、再審請求、それから再審公判の弁護をいたしました。再審無罪判決の確定後に、刑事補償の請求、費用補償の請求、それから損害賠償の請求をいたしましたので、その経験と問題点を申し上げまして意見とさせていただきますと思うわけでございます。

米谷再審事件の内容は、おおよそ次のとおりでございます。

五十七歳の女性が昭和二十七年の二月二十五日の夜、青森市郊外の自宅で何者かによって絞殺されたのでございます。米谷四郎氏は、同年の三月二日にこの事件の被疑者として逮捕されまして、一たん自白しましたが、その後否認したまま青森地方裁判所に起訴されました。青森地裁は、同年の十二月五日に米谷四郎氏に対して懲役十年の判決を言い渡したのでございます。この判決を不服といたしまして控訴しましたが、仙台高等裁判所は、昭和二十八年の八月二十二日に控訴を棄却しております。そこで米谷四郎氏は、最高裁判所に上告を考へましたが、訴訟費用が心配であるというところと妻が病氣であったために、上告をあきら

めて有罪判決は確定したのでございます。そこで、刑に服しまして昭和三十三年の二月十八日に、仮出獄によりまして秋田刑務所から釈放されました。

ところが、東京地方検察庁は、別人の長内芳春氏を同じ被害者に対する真犯人として、昭和四十二年の二月二十三日に東京地方裁判所に起訴したのでございます。東京地方裁判所は、昭和四十三年の七月二日に、長内氏に対して無罪の判決を言い渡しましたが、なお検察官が控訴しましたので、東京高等裁判所で審理中に長内芳春氏が首をつって自殺したために、公訴棄却の決定がなされて、この裁判は終わったのでございます。

米谷四郎氏は、昭和四十二年の八月二十五日に、青森地方裁判所に有罪判決に対する再審の請求をいたしました。昭和四十八年の三月三十日、再審請求は棄却されました。そこで即時抗告をして、仙台高等裁判所は、昭和五十一年の十月三十日に再審開始決定をして確定したのでございます。この再審開始決定を受けて青森地方裁判所は、再審の審理をして、昭和五十三年の七月三十一日に米谷四郎氏に対して無罪の判決を言い渡しました。そこで確定したのでございます。

以上が大体事件の概要でございます。無罪の判決が確定しましたので、私たち再審の弁護人が米谷四郎氏の代理人となりまして、昭和五十三年の九月二十二日に、青森地方裁判所に対して刑事補償と費用補償の請求をしたのでございます。

刑事補償の請求につきまして青森地方裁判所は、五十四年の三月十七日に請求どおり拘束二百八十日、これは抑留、拘禁日数が五百五十三日、刑の執行日数が千六百二十七日でございますが、これにつきまして一日四千円百円の割合によつて合計八百九十三万八千円の補償の決定をいたしました。そして、米谷四郎氏はその支払いを受けたのでございます。

費用補償の請求につきましては、青森地方裁判所は少しおくれまして五十五年の二月二十二日

に、米谷四郎氏に対して二百二十三万千百七十二円を交付する旨の決定をしたのでございます。

しかし、この決定は、再審請求の費用それから公判前の事前準備期日の、事実上の準備期日があったわけでございますが、この費用、それから現場検証の打ち合わせのための出張費用を補償しなかった、そういうことと、補償額算定の基準時をこの金を出した出損の時点としまして昭和二十八年当時の価格で旅費、日当などを補償するとしたこと、これが不服であるということで即時抗告の申し立てをしましたが、仙台高等裁判所は、昭和五十五年の三月二十四日、即時抗告を棄却いたしました。

そこでさらに、最高裁判所に特別抗告をし、この原決定が米谷氏の不服を認めなかったのは刑事訴訟法百八十八条の二、百八十八条の六の解釈適用を誤って憲法四十条に違反すると主張したのでございます。最高裁判所は、昭和五十五年の五月十三日に憲法四十条違反の点につきましては、無罪の判決が確定した者に対してどの範囲の補償をするかは立法政策の問題であつて、憲法適合の問題ではないから前提を欠き、その余は単なる法令違反の主張であつて刑事訴訟法の四百三十三条の抗告理由には当たらないということで特別抗告を棄却したのでございます。

刑事費用の補償決定が確定しましたので、米谷四郎氏は、青森地方裁判所に対して刑事費用補償金の払い渡しの請求をいたしまして、その支払いを受けました。米谷四郎氏は、刑事補償金の支払いを受けましたが、その額が余りにも少なかったため、昭和五十四年の十一月十三日に国家賠償法に基づきまして東京地方裁判所に對し、国を被告として損害賠償請求の訴訟を起こしたのでございます。

そして、誤った逮捕、勾留、取り調べ、起訴それから裁判などに關連する裁判費用五百万円、拘束二百八十日間の逸失利益分千二百十六万円、精神的、肉体的苦痛の慰謝料として三千万円、合計、これらの数字を足して四千七十三万円になりましたが、そのほかのものを加えまし

て、そこから刑事補償金を控除したその残額、四千七十三万円の支払いを請求したのでございます。

東京地方裁判所は、五十九年の六月二十四日に判決を言い渡しまして、この逮捕などの各行為時においてこれらに關与した警察官、検察官、裁判官には過失はなかつたのでこれらの行為はいずれも違法ではないとして損害賠償の請求を棄却したのでございます。

この請求棄却の判決に對しまして、私たちは控訴して東京高等裁判所で審理を受けてまいりましたが、本年の二月十七日に結審をして明日、控訴審の判決が言い渡されることになっております。米谷四郎氏の刑事補償、費用補償それから国家賠償につきましては、いろんな問題点があるとは思ひます。

まず、刑事補償につきましては青森地方裁判所は、刑事補償の決定をした際に、この刑事補償の請求人は満三十歳から約六年間の拘束を受け、その間自己を信頼し出獄を待ちわびていた妻の病死に遭い、それとともに戻るべき家庭を喪失し、仮出獄後は転居をやむなくされたこと。それから、本件の無罪判決までは逮捕後実に二十六年余を経過し、かつ再審請求後も一たんはこれが棄却されて約十一年間を要していること。それから、無罪主張のためやむを得ないといへ、長期間にわたる二度被告人の立場に置かれ、再審請求後、改めて九回の再審公判それから三回の期日外証調べに出頭したほか、四回にわたって血液型鑑定を受けたら、別件、長内芳春被告事件の証人になるなど、多大な日数、労力を費やしていること。

こういうことが明らかであり、これらの事情による請求人の精神的、身体的苦痛、経済的損失は極めて多大であると推認される。なお、仮出獄後新たに築かれた家庭、妻と女の子一人がおりましたが、これに對して及ぼした影響も無視できないとして、上限の額である一日金四千円百円の割合による補償をなすが相当であると、こういうふうにしたのでございます。

この刑事補償決定当時は、昭和五十三年四月二十五日改正の刑事補償法第四項によりまして基準日額の上限を四千円と定められていたもので、その割合により私たちは刑事補償の請求をいたしました。

青森地方裁判所は、請求どおり刑事補償の決定をし最高限の補償をする理由として、ただいま申し上げたような米谷四郎氏の精神的、身体的苦痛、経済上の損失は多大であったと述べているのでございまして、青森地方裁判所としてはやむを得ない決定であったと考えられます。

しかしながら、今回いただいた資料によりまして、昭和五十三年の刑事補償法改正当時においては、基準日額の上限が常用労働者の一日平均給与額に及ばなくなつて、常用労働者の一日平均給与額は、昭和二十五年の三百二十三円に対して、昭和五十三年には七千六百七十三円、二・六倍に上昇を示していることと推定されております。昭和五十三年の基準日額の上限四千円は、常用労働者の一日平均給与額七千二百六十三円の五三・四三%でございまして、

最高裁判所刑事局長は、昭和五十三年度予算において、当初基準日額の上限を六千円、下限を千円の要求をしたと言われております。基準日額上限の金四千円は、予算要求額の六千円の六八・三三%でございまして、

そこで、米谷四郎氏の刑事補償金額を昭和五十三年の常用労働者の一日平均給与額七千六百七十三円の割合により二千八百八十円を計算してみますと、千六百七十二円七千四百四十円になります。最高裁の予算要求額の一六六千円の割合により二千八百八十円を計算してみますと、千三百八十八円になります。しかしながら、米谷四郎氏の刑事補償金額は八百九十三万八千円であつて、非常に少ないのでございまして。このように刑事補償金額が余りに少ないことが問題でありまして、米谷四郎氏は憲法四十条が保証する刑事補償を受けたというところはできないというふうに我々は考えたのでございまして。

費用補償の請求につきましては青森地方裁判所は、再審請求手続における審理は、再審請求審または即時抗告審のいずれにおいても公判準備または公判期日における審理とはみなされないから、刑事訴訟法の規定に基づいて再審請求手続の費用を補償することはできないといたしました。しかしながら、米谷再審事件では、再審請求の審理それから決定の告知は、青森地方裁判所で行われております。米谷四郎氏と私たち弁護人は青森地裁に四回出頭し、その間仙台地方裁判所、東京地方裁判所、名古屋地方裁判所でも各一回証人の出張尋問がなされて、これに弁護人が出頭しております。

即時抗告審の審理決定の告知は、仙台高等裁判所で行われまして、米谷四郎氏は四回、私たち弁護人は五回出頭して、その間、東京地方裁判所でも一回証人の出張尋問がなされて弁護人が出頭いたしました。これがために米谷四郎氏と私たち弁護人は多くの時間を費やしまして、多大な出張費をしたのでございまして。この再審請求審、即時抗告審におきましては、再審請求人から再審事由を証明する新規明白な証拠、検察官からは反証が提出されて立証が尽くされたというふうに考えております。

再審開始決定後の再審公判では、再審請求審、即時抗告審で取り調べられた証拠が全部提出されて、それで全部採用されていますので、再審公判で新たに提出された証拠は補充的なものにすぎないというふうに考えております。したがって、再審段階の審理は、実質上再審公判の準備としての役割を果たしているものでありますから、その費用の補償がなされるべきであると考えられるのでございまして。その費用の補償がなされない限り米谷四郎氏は、実質的には刑事訴訟法に基づき費用の補償が受けられたというふうには考えられないわけのでございまして。

次に、青森地方裁判所は、この補償をするにつぎまして、先ほど申しましたように出頭の時点の価格というところで補償いたしておりますが、二十

七年前の価格、米谷四郎氏の日当を計算しますと、一日に百二十円または百八十円で計算したのでございまして、たばこ一箱に及ばない金額でこの後に補償されるということにつきましても、非常に不満を感じたわけのでございまして。このように物価の値上がり著しいような場合には、費用の補償額は物価の値上りを基準にして算出すべきであると考えられます。そうでなければ非常に古いものに対して、値上がりした後に比べておらずかの補償をしたと言われても、全く名目上のことであつて、実質的には補償がなかったのではないかと、このように考えられるのでございまして。

最高裁判所は、無罪判決が確定した者に対してどの範囲の補償をするかは立法政策の問題であるというふうに言われております。また、衆議院の法務委員会では、刑事補償金額の引き上げ等について早急に努力すべきであると、「再審請求手続に要した費用を補償する制度について、更に調査・検討すべきである」と旨の附帯決議がなされているというふうに聞いております。どうか無罪判決が確定した者に対する刑事補償、費用補償の額が適正なものになるよう法の改正をしてもらいたいと考えるわけのでございまして。

国家賠償につきまして若干つけ加えさせていただきます。

米谷四郎氏は、東京地裁に対して国を被告として国家賠償法第一条に基づきまして損害賠償の請求訴訟を提起いたしました。もし刑事補償が昭和五十三年の常用労働者の一日平均給与額七千二百六十三円の割合により計算されておつたとすれば、また最高裁判所の予算要求額の一六六千円の割合により計算された額により補償されていたら、果たして私たちが損害賠償請求に踏み切ったかどうか。場合によれば踏み切らなかつたのではないかと、このように考えられるわけのでございまして。

国家賠償の請求におきまして最も問題でございまして、国家賠償法第一条は過失責任主義をとりまして、国または公共団体の賠償責任の成立

要件といたしました。当該公務員の職務執行について故意または過失が必要であるとされていること。それからさらに、刑事被告人が無罪になった場合、その起訴などが国家賠償法上違法と言えるかどうかにつきましては、当然違法であるとする結果違法説と、不合理な起訴だけが違法になるという職務基準説がございまして、実務の大勢は職務基準説に傾いていると言われているのであります。

そこで、米谷四郎氏事件では、私たちは請求の原因といたしまして、米谷四郎氏の逮捕、拘留、取り調べ、起訴、有罪判決の各違法と、これに關与した警察官、検察官、裁判官の各過失を主張いたしました。が、東京地方裁判所は、これらはいずれも違法ではなく、これに關与した警察官、検察官、裁判官に過失はなかつたとして請求を棄却したのでございまして。

しかしながら、米谷四郎氏は、再審請求の結果犯人であるとは言えないとして無罪の判決を言い渡されて確定いたしました。原第一審、原第二審の有罪判決はその効力を失つていたのでございまして。米谷四郎氏は、誤った有罪判決により刑の執行を受け、無罪の判決が確定するまで約二十七年間も犯人とされ、先ほど申し上げましたように、深刻な精神的苦痛と莫大の経済的損失を受けているのであります。それにもかかわらず、その補償についてだれもその責任を負わないというのとはちょっと納得できないところではございまして。

このような不合理な結果を生じないようにするためには、米谷四郎氏は国に対して損害賠償を求めているのであります。警察官、検察官、裁判官個人を被告といたしましてその責任を追及したり、それから個人に損害賠償の請求を求めているものではございませんので、無罪判決が確定した場合は国家賠償法上、逮捕、拘留、取り調べ、起訴、有罪判決、これらは原則として違法とし、これに關与した者の過失を推定いたしました。その損害賠償をすべきであると思ひます。なお、そのように国家賠償法第一条を解釈することができ

ないとすれば、速やかに法律を改正して、無罪判決を受けた者に対して適正な補償がなされるようお願いしたいのでございます。

最後に、以上、米谷四郎氏の刑事補償、費用補償、国家賠償について申し上げましたが、この三つの補償制度は相互に関連していると考えられます。刑事補償、費用補償が適正になされれば、国家賠償まで考えられなくてもよいと思えます。

米谷四郎氏は、昭和二十八年の八月二十二日に、仙台高等裁判所において控訴棄却の判決を言い渡されて、同月の二十五日に妻の雪枝さんにあてて手紙を書いておられます。「公判の結果について成田先生から便りがあったと思ふ、貧乏だから上告はしない、此の事を思えば残念です。人に笑われない様に生活、体のよいお前が大変と思う、お前のことを考えると気が遠くなりそうだ」と言っておるのでございます。この雪枝さんは、米谷四郎氏が服役中に病死いたしました。どうか、このような精神的苦痛を受けている者に対して適正な補償がなされるよう速やかに刑事補償法を改正していただきたい、こう考えまして意見にかえさせていただきます。

○委員長(三木忠雄君) どうもありがとうございます。

以上で参考人各位の御意見の陳述は終わりました。

これより参考人に対する質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○千葉景子君 きょうは、参考人の皆さん、本当に御苦労さまでございました。

私の方から二、三お尋ねさせていただきます。いふうに思います。突然でございますので、大変失礼な質問もあるかと思いますが、お許しをいただきたいと思ひます。

まず一点目でございますが、三井参考人にお尋ねさせていただきます。先ほどのお話の中で、基本的にはこの刑事補償額の引き上げ、方向としては前進であるということでございますが、いろいろ問題点を御指摘いただきました。その中で、やはり今後の問題としても名譽の回復、こういうものも大変重要なことであるという御指摘をいただいたわけですが、この点についてもう少し御説明をいただけますでしょうか。

○参考人(三井誠君) 私の話の中で、最後にいうことで二点付加しましたが、そのうちの一点についての御質問です。

これは、刑事補償法の二十四条で、申し立てにより、決定の要旨を官報及び三種以内の新聞紙に各一回以上出すということが定められているんですけれども、特に新聞などに掲げられる際に、それまでその人が新聞等でかなり大きく犯罪行為を行った等々の記事が出ていたものに比して、掲げられていく場所、内容、掲示の仕方等余りにも差があり過ぎるのではなからうか。したがって、さしあたってではありますけれども、この補償決定の公示の仕方などについて改善方法を講じていただけないか、こういうふうに申し上げた次第です。

○千葉景子君 ありがとうございます。

次に、渥美参考人にお尋ねさせていただきます。いろいろ比較法的にも御説明をいただいたところなんですけれども、今回の改正案につきまして他の参考人の方からも御意見が出ておりました。が、再審の手続の費用あるいは被疑者についての補償、こういう問題については先ほどの時間ではお触れになれませんでしたけれども、どんなふうにお考えでしょうか。

○参考人(渥美東洋君) お答えいたします。再審の問題ですが、再審手続の費用をどうするかというの、被告人であった者というのをどう解釈するかという日本法の解釈の問題がありますけれども、それはそれといたしまして、先ほど申しましたけれども、誤審による場合と、ミスキャリッジ・オブ・ジャスティス、誤審による場合と、それから通常の上诉で救済された場合とで

は、恐らく補償の仕方等について違った考え方が導入をされなければならないのだらうと思ひます。

一審制にするか、三審制にするか、国情によっていろいろ違いますが、その手続の中で無罪の判断が下されて、処理されてその人の名譽が回復されれば、それなりにその制度はうまく動いているというふうに言えるわけですから、その場合に生じた損失に関しては、さきほど申しました裁判官や法運用に当たる者の法運用活動に萎縮効果を与えないようにするということのバランスで考えなければなりません。しかし明らかに新しい証拠が出て、前下った判断が誤ったものであったというところがわかった場合には、その場合とは違ひまして、このときには完全に誤った裁判が下された、みんながやった結果誤ったんだという前提で救済を図るべきだらう、そう思ひます。

そういう点から言ひまして、現行の規定によりまして、再審請求をした者が、再審が開始決定されて被告人になった後のものについては補償を受けませんが、以前の段階において補償を受けないというところになりますけれども、その前の費用であつても、最終的にその者が誤判の犠牲者であつたということがはつきりした場合には、その点に関する救済を行うのが恐らく筋だらうというふうに思われます。これは、現行法の解釈の問題じやありませんで、立法改正を要する問題だと思ひます。

次が被疑者の補償の問題ですが、これは非常に難しゅうございます。

というのは、日本では種々の理由で被疑者を訴追いたしません。その訴追しない理由には、言えない事情がたくさんあるいろいろな基準がございます。千葉さんも実際に弁護士として、さらにまた修習生として検察の段階での起訴猶予決定、不処分決定、不起訴決定等々の実情を御存じです。それからよくわかりだと思ひますが、そこでは非常に難しい問題が起きます。基準を明確にする、それならば補償しなければならなくなるんだとすれば、訴追をするというんです。訴追をされるのが日本の全体の法運用にとってプラスであるか、その個人にとってプラスであるかどうかという問題は、また別に考えなきゃならない重要な問題を生み出します。したがってそれらの問題等々、この被疑者補償については実に難しい問題でございます。法律によって明確な基準を立てることは相当に困難であらうというふうに思ひます。

したがって、運用の場合に、場合によれば日本で日本では通常考えられないことですが、何か議会の関与するような制度的な道具なんというものを考案しまして、法執行とその監督に当たる機関とよく相談をしながら、こういうような場合には明らかに補償を高くすべきだというような運用を考えられるのがよくわかりますけれども、これをすべて法律に移してしまふということになりますと、ひずみが出てくるように思ひます。補償をすべき場合が補償されなくなるといふようなことが起こつたり、あるいは訴追すべきでない事件が訴追されるというふうなことが起こつたりします。この問題は非常に難しゅうございまして、私などが今の段階でどういふ結論がいいかということを出すことができないもののように思ひます。

○千葉景子君 大変難しい問題のようでございます。すし、今後のまたさらに検討課題ということにならうかと思ひますが、野村参考人にお尋ねさせていただきます。

以前に、朝日の司法記者をなさつていたということでございますので、そういうお立場も含めてお尋ねさせていただきます。先ほど三井参考人の方からも名譽の回復というふうな問題も出ていたようでございますけれども、今の現状から見るときに、やはり犯人とかあるいは被疑者として逮捕されたというふうなときの扱いと、それから無罪になり罪が晴れたというふうなときの扱いというのはいろいろ違ひがあるように思ひます。バランすとしても、そのあたりに

つてはどのようにお考えでいらつしやいますか。

○参考人(野村二郎君) 無罪になった場合、新聞は、これはもう欠かさず全国版に載せるといふ考え方をとつてそういう編集をしているわけですが、ページ数が少なかつた時代もそういうふうなことをやっております。無罪の場合は事件に相応して、事件というのはいつまり社会的な関心が大きいであらうという判断のもとに、事件の発生のおきにニュースとして大きく取り扱う場合もあり得るわけですが、それに相応するようないふ形でニュースとして、あの事件は無罪になったといふような報道をしているわけですが。

それは、なぜそういうふうにするかといふと、この十数年来やはり被疑者、被告人になった人たちの名誉の回復、人権ということに非常に強く新聞社自体も意識するようになりまして、そういうふうなことで、新聞でも事件の発生当時に見合うぐらいの大きなスペースを割いて救済を、名誉の回復に努力をする。むしろそれは新聞としての務めであるといふような認識のもとに、特にこの五、六年の間再審があつて、死刑判決が逆転するといふふうなケースがあつてそういうふうな編集、取材をし、幅広い名誉回復という新聞制作をしているわけですが。

ただ、無罪判決で刑事補償の公告ということが出ますけれども、これは極めて味もそつてもない。三井参考人が先ほどおつしやつたように非常に味もそつてもない形の刑事補償をした、それを公告するといふことだけありますから、その点についてはもう少し、やはり刑事補償をするからには国としての温かさといふ文言を考えていいのではないかといふふうにお考えになりますか。

○千葉景子君 それでは、柳沢参考人にお尋ねさせていただきます。

先ほど、直接携わられた米谷事件に関連して問題点を御指摘いただいたわけですが、この経過を見ておきますと、やはり再審無罪といふものを本当にかち取るといふんですか、実現するまでには大変長い道のり、いろいろな困難や御苦労といふものをひしひしと感ずるわけなんです。そういう意味では再審制度などについてもいろいろなお考え、感慨をお持ちかといふふうに思いますが、これも、再審制度についてはどんなふうにお考えでしょうか。もう少し窓口といふますか広げた方がよろしいんではないかと、あるいは手続上こんな問題点があるといふようなことがございしたら、教えていただきたいと思ひます。

○参考人(柳沢義信君) 私たちは米谷事件を實際にやつて無罪判決をいただいたわけですが、これが、やはり白鳥決定以来、再審請求段階におきましても疑わしきは被告人の利益にという刑事裁判の鉄則が適用されるというふうになつておりましたので、それ以来再審の流れが一つ変わつてきたのではないかと考えられます。

實際に、私たちが再審請求をいたしておりました、青森地裁で第一回に再審請求棄却決定を受け、たわけでございますが、このときは實際に、本当に目の前が真っ暗でございました。米谷事件を見ますと、やはり誤つた物的証拠、日本手ぬぐいで逮捕されておりましたが、これは逮捕して起訴されるまでも被害者のものであるといふふうに言われております。それから血液型鑑定がまた有罪の裏づけにされておりますが、これも余り裏づけにならない。それから目撃証人といふのも、こういうものも皆証拠にならないと言われているわけでございますので、再審請求の方で新規明白な証拠という点につきましては、この流れをずっと維持していただきたい。そういうふうにお考えであるわけでございます。それでやつていただく限り今は結構ではないかといふふうにお考えであるわけでございます。

○千葉景子君 今回の刑事補償法改正案におきましては、補償額上限につきまして引き上げがなされていくわけですが、下限については今回は特別な措置はとられていない。そういう内容になつておりますが、渥美参考人と三井参考人

にそれぞれ、この下限について引き上げあるいはその額、どのようにお考えでいらつしやいますか。御意見がございましたら教えていただきたいと思ひます。

○参考人(渥美東洋君) 非常に難しい御質問ですが、上限を上げるなら下限も全体に労働賃金あるいは物価上昇に応じて上げるべきだといふ考え方もあります。また、御指摘のように私の感じとしては、上限だけ常に上げる、下限を上げないといふのは、もともとの基準が一応妥当なものだと考えられた場合には、全体を勘案して下限の上昇といふことは当然考えられてもいいものだらうとは思ひます。

あとはよくわかりません。

○参考人(三井誠君) 下限の問題につきましましては、一番難しいのは責任無能力者に対しては刑事補償がなされるという点です。

現在下限に集中してありますのは、今申しました心神喪失者についてでありまして、その点についてどういふふうにお考えればよいのかといふのを私自身まだきつとまとまがねておりますので、仮にその問題を横に置くとしますと、下限も上限同様引き上げはしていただく方が望ましいだらうと、このように考えております。

○千葉景子君 いろいろ伺わせていただいたわけなんですけれども、やはりできればこのような刑事補償、こういうものが使われたいことが一番望ましい姿なわけですが、ただ万が一、人間のやることとございしますから、そのときのためにこういう刑事補償制度といふものも設けられていく、これも人間の知恵の一つかと思つておられますけれども、一番基本となる裁判の誤り、あるいは誤判、冤罪、こういうものをできるだけ防いでいくため

んなことに注意をし、あるいはどのような問題点あるいは制度の充実が今後必要であらうか。その点何か御指摘がございましたらお聞かせをいただきたいと思ひます。

○参考人(渥美東洋君) 私は、現在の社会で捜査をかなり緻密に行わざるを得ないのは無理はないと思ひますが、それに引きかえて私の持論ですけれども、公判における訴追に対する徹底的な審査といふものがそれに見合ふなければならぬといふふうにお考えです。

そういう点からいまして、多くの場合の証拠の開示であるとか、あるいはできる限り弁護人側といひますか、被告人側が裁判に直接参加して訴追に対する批判を徹底的に行うことができるように手続に關与する機会を多くすること、一番重要なものは恐らく証拠の開示をすることだらうと思ひます。その点についてもう少し徹底的な審査を行つて、若干危ない事件であつても——若干危ないといふのは若干嫌疑が残る事件であつても、バランスをとりながら無罪の判決が下るというふうな大胆な判断といふものが、今の社会では必要ではないだらうか。しかし、同時に他方で、強調いたしますが、現在の社会でこのように証拠を集めにくい、証人を集めにくい段階では、そういう状況では捜査を手抜きするといふことは、社会秩序の維持の上から考えて余り妥当ではないだらう、私はそう考えております。その点で、公判の抜本的な改善といひますか、それについてはなすべきことが非常に多いといふふうにお考えです。

○参考人(野村二郎君) 私はやはり捜査を完全にするといふことで、理想的なのは捜査の段階から弁護人がつけられる、もちろん私選弁護人は現在もつけられるわけですが、国選弁護人は公判段階、起訴された以降ということになつております。しかし、捜査の段階から弁護人をつけるという点になれば非常に多大な経費を伴うことでもあるし、それから弁護士の人員がそれに適応するだけの数がない。非常に大きな問題になるわけですが、現実的には不可能であらうと思ひます。しか

し、捜査の段階では檢察官が当然関与してくるわけですから、檢察官が捜査の適正な指導というかそういうふうなことを徹底して行ふこと、それから令状主義を徹底するということ。現在、令状主義というのはほぼ完全に近い形で行われておりますけれども、それでもなおかつ違法性が問われるような場面がなきにしもあらずというふうなことでありまして、そういう点を徹底させることが大切だろうと思います。

それからもう一つは、渥美参考人がおっしゃったように、やはり証拠開示を、公判の段階になったらこれを徹底させる。十分な被告に対する防御権を与え、そしてその上で綿密な審査をする。裁判で大切なのは、二審それから最高裁に行つてより、やはり一審で徹底的に犯罪の成否ということとを検察官、弁護人双方が行うということでありまして、そういう点からいって、現在証拠開示というものは部分的には行われていますけれども、全面的に行われていないというふうに思います。なので、やはり現在の刑事訴訟法の枠内で行うとするならば、証拠開示というものを全面的に認める方向へ進むのが冤罪、無罪事件の中の誤判を防ぐ一つの手段になるのではないかとこのように思います。

○参考人(三井誠君) 比較法的に見ますと、恐らく我が国の刑事手続の運用全体が起訴の前に比重を置き過ぎてゐるという点が問題だらうと考えております。証拠開示の点は、渥美、野村両参考人が言われたとおりですが、そのほか立法及び運用面を含めて起訴の前について問題点を指摘するとしますと、第一は被疑者の取り調べをできるだけ可視化する、ビジュアルにするという点と、もう一点は刑事弁護の充実ということにあるだらうと考えております。

○参考人(柳沢義信君) ただいま他の参考人が申されたとおりでございますが、特に被疑者段階では国選弁護人がおりませんので、被疑者段階にぜひ国選弁護人をつけるようにお願いしたいと思ひます。

それからもう一つは、考え方でございますが、非常に気になるところでございますけれども、米谷事件で我々は国家賠償を請求して、先ほど申し上げましたように、警察官、検察官、裁判官の過失を主張しております。法制度がそうなっておりますので、それを突破しないと賠償が得られないわけですが、こちらが求めているものは金銭の補償でございますので、先ほど申しましたように個人の責任を追及しているという感じは余りしないわけでございます。その辺で、先ほどもちょっとお話しに出まして、国が賠償すれば何かそれに関連した人が責任があるんだということで萎縮されるといふことは非常に困るわけでございますので、その点は基本的な考え方で、金銭の補償とそれから個人の責任問題は切り離してお考えいただきたいというふうに考えるわけでございます。

また、そういう点からいきましてもう一つつけ加えさせていただきたいのは、米谷事件で血液型型が大変問題になりました。分泌型、非分泌型というような点が問題になりましたが、一つはやはり今鑑定に頼り過ぎている面があるではないか。また、古い鑑定は新しい学問、科学の発展の結果間違っていることがよくわかってくるわけでございますので、その当時の関係者としては、その鑑定を信じたからということとそういうことにされたかということ、有罪になったということになるわけだということです。ございましょうけれども、米谷事件の例で恐縮ですが、幾つかの、血液型とかあるいは目撃者とか間違つた物的証拠、日本手ぬぐいというふうなものも重なっているわけでございますね。どれか一つじゃなくて幾つか積み重なった結果が冤罪なつたり、そういうことに連なっていくという点につきまして、どうか十分な補償がなされるようにお考え願いたいと思うわけでございます。

○千葉光子君　どうもありがとうございます。
○猪熊重二君　時間がありませんので、一、二点
　　ずつお伺いさせていただきたいと思います。
　　最初に、渥美先生にお伺いしたいんですが、今
　　柳沢先生もおっしゃったんですが、私も渥美先生

のお話をお伺いして、どうしてもちよつと理解できないとかわからない点は、この刑事補償制度を余り拡大強化というか完全補償的な方向へ持っていくと法運用に曇りを生じる可能性がある、あるいは裁判官でしようか、検察官でしようかそちらの態度が萎縮するようなことがあつてはいけないというふうな趣旨のことをおっしゃられたと思うんですが、衆議院で松尾浩也先生も何か似たような趣旨のことを言っておられるんです。

私に言わせると、仮に万一間違つてもきちんと一〇〇%完全補償しているんだからいいやというわけじゃないけれども、むしろ萎縮するのじやなくって自由にいろいろおやりいただけるんじゃないかと思うか。ところが、刑事補償あるいは國家賠償を含めてこちらの補償が余り完全でないということになれば、逆に裁判官にしたらもし間違つてえらいことになるたらいことになつたらえらいことになるなと。萎縮するといふのはむしろ逆じやないかと思うので、その辺いかがなんでしょうか。

○参考人(瀝美東洋君)　やはり無罪判決を自分が生み出した場合、それについて国が負担をするとか自分が非常に負担をさせられるということになれば、そういうことがないように行動するのが常だということも言えるんじゃないかと思うんです。その点考えて、特に英米では絶対的免責というのを考えたんですが、日本の場合には、先ほど柳沢参考人もおっしゃられましたように、それにしようどうまいあんなばいで処理をしまして、個人に責任を追及するよりも、憲法十七条で国または公共団体が国家賠償の責任を負うというふうにい

たしました。それによって大分影響力が少なくな
るだろうということになりますが、今度は逆に考
えますと、国または公共団体が責任を負えば、そ
の後ろに隠れて実際におかしなことを行ってい
ても責任が追及されないじゃないかという問題が残
っていくんですね。ただ、単に求償をするという
だけでそれで果たして十分だろうか。

だから、公務員が本当に限界を超えた重大な過
ちを犯した場合には、個人に対する責任もやはり

問題にしなればならない。それらの全体のバランスをやはり考えざるを得ないと思います。

今申し上げたように、國が払うんだから無責任にいろいろなことをやるというようなことも考えられないことはないし、國がちゃんと払ってくれるから自分自身は誤った場合にでも心安んじて誤らないように行動をして、その結果國が補償してくれると思うこともあるでしょうけれども、しかし現実が一番大きな問題というのは、無罪判決を書きますと、それに対して相当多額の刑事補償がされるということになると、公判での訴追に対する審査は、國庫負担が余りにも多くなるとするのと、どうしてもうまく動かなくなってしまう危険はあるだろうと思うんです。そのあんばいが問題で、そのあんばいをうまくするところに先生方が、御議論される重要な中心があるのじゃないかと思つてうんです。それらの事情のうちのひとつとして萎縮効果というものが必ず働くだらうというふうに申し上げたのであります。

○猪熊重三君 次に、野村先生にお伺いします。先ほどお話をちょっとぼんやりしていてよく伺ってなくて申しわけなかったんですけども、要するに憲法四十条で無罪の判決があった場合にはという規定になっておりまして、この無罪の判決には実際からいうと真つ白な無罪もあるだろうし、あるいは心証的に非常に合理的疑いを超えるところまでいかぬけれども、この辺ならばという無罪もあるかもしれないし、あるいは先ほど柳沢参考人でしようか言われたように、責任能力の問題としての無罪もある。

お伺いしたいのは下限の問題なんです。現在の刑事補償法制定の際は、御承知のとおり上限四百円、下限二百円、こういうことで出発しまして、その後の第一回目の改正のときにもおよそその線でいったわけです。それから、しばらくして下限は据え置きになって千円がずっと来ておりまして、今回のものは据え置きなんです。据え置きの理由として、責任能力による無罪の場合を考えると千円というのもというふうなことがどうも政府の御

意向のようなんですが、憲法で言う無罪の判決を受けた場合という中に、責任能力による無罪というものが入るのか入らないのか、入るとしたらそれを区別するのが妥当なのかどうか、それを区別することのために千円という下限を現在でも維持していくことが果たして妥当なんだろうか。この辺についての御意見を伺いたいと思います。

○参考人(野村二郎君) 私は、この下限について責任能力の問題が当然絡んでくるわけで、下限がそのままでいいかどうかということについてはやや疑問はあるんです。やはり国家の補償ということを考えれば、特に経済変動の激しい現代の社会の中にあつて、それに見合うような形での改正というものが当然行われてしかるべきではないかというふうに考えるわけです。

○猪熊重二君 三井先生にお伺いします。

この法制定当時の上限四百円、下限二百円というものを制定するに際して、その当時物価と平均賃金というものを考慮して決めたんだと、こういうふうなことが当時の政府答弁等にあるわけでございます。今回は、上限の問題でございましてけれども、もし平均賃金のことだけで申し上げれば約四十倍になるということになるわけなんです。ところが、物価指数の上昇率が七倍ちょっとということとで、これを両方あわせて約二十三倍と、こういうことで、昭和二十五年当時比べて二十三倍というふうなことになるわけなんです。私が、私はこの物価上昇率を考慮するということが妥当性ということについてお伺いしたいわけなんです。

戦後の食うや食わずのときの平均賃金と物価というものを考えた場合、戦後はもう食うのに精いっぱいですから、平均賃金と物価ではまごまごすると物価の方が上へ行っていたかも知れない。でも、そのときに平均賃金と物価というもののバランスをいろいろ考えて四百円、二百円と決めたと。戦後四十年たった現在、物価の方の上昇率は非常に少ないんだ、だけれども賃金はこれだけ上

がった。賃金はそれだけ上がったにしても物価の上昇率がそれほど行っていないから、その真ん中をとっての倍数という考え方は非常におかしいんじゃないだろうか。戦後の食うや食わずの段階に比べて、現在それだけ物価に比べて賃金の上昇率の方が高いということは、一口に言えばそれだけわゆる国民生活のレベルがアップしたのであって、それにもかかわらず物価の方で引き下げてくるといふことの考え方の妥当性についてお伺いしたいと思ひます。

○参考人(三井誠君) あるべき姿としては、今お話しのようにあるいは刑事補償の上限額というのは平均賃金をもとにして定めよ、こういうことになるのかもしれない。そのあたりのことをもう少し詰めて考えたいと思ひますが、先ほどお話ししましたように、この改正というのは突然出てきたわけではなく、昭和三十九年以降七回にわたって順次物価と平均賃金を兼ね合わせたような形で手直しを加えてきた、こういう経緯があるわけですね。そういう経緯を踏まえますと、今すぐに平均賃金をもとにして定めよというのは困難ではなからうか。しかし、先ほど言いましたように、平均給与額と物価指数の上昇率が余りにも格差が出たことで、これまでの計算方法を若干修正するということとでどうだろうか、こういうふうに申し上げた次第です。

○猪熊重二君 それから、もう一点三井先生にお伺いしますが、先ほど憲法十七条と四十条と根本的な性質としては、国の国民に対する賠償という意味においては同質質のものだろうとおっしゃられたように思ひます。そして、この四十条と十七条が両方相まって被害を与えた国民に対する補償という制度だということにおっしゃられたように思ひます。十七条の方は、いわゆる故意過失というこの立証ができるかできないかは、その問題は非常に難しい問題ではございませんけれども、十七条自体とすれば、よって生じた損害の全額賠償ということになっているわけなんです。それに対して四十条の方の刑事補償の場合は、一口に言っ

全額完全補償ということに対してどんなふうにお考えでございましょうか。

○参考人(三井誠君) 十七条と四十条の関係につきましては、今お話しただきましたとおりなんですが、四十条というのは、公平といったような観点から迅速に補償しようということと、十七条と比べますと幾らか限界があるのではなからうか、こういうふうにお考えしております。

ただ、先ほど申しましたように、現在の国家賠償の運用状況等を踏まえて考えれば、できるだけ四十条を、完全補償とまでは言えないかもしれないけれども、広く補償するという方向で考えていった方が望ましいのではないかと、こういうことでございします。

○猪熊重二君 柳沢先生にお伺いします。

結局刑事補償が本当に機能すれば、難しい故意過失があるののではないかと、裁判所で請求棄却される国家賠償よりもよろしいというふうな御意見が、先ほどあつたように思ひますが、確かに私もそのように思ひます。刑事補償の補償の内容について、先生としてはどんなふうにお考えでございましょうか。

○参考人(柳沢義信君) 先ほど来、この補償は適正な補償というふうに言われておりますが、この適正とは一体何だろうかといつも考えるわけでございます。

庶民感覚といたしましては、やはり交通事故による損害賠償は一定の額を補償いたしております。一般にすぐそれを比較するわけではございません。それから無罪の判決を受けたような場合には、実際に積極的損害ですか、要した費用とか、それから消極的な逸失利益とかいろいろあります。こういう計算方法がほかと余りに違い過ぎる、またその結果が余り額が違い過ぎるということとでございします。一体適正とはどういうことなんだろうかというふうな非常に疑問に思ひます。

先ほどの再審請求段階の費用あるいは慰謝料などを考えるわけではございませんけれども、これに對

しましては交通事故の損害賠償で一定の考え方が大体固まってきたというわけではございます。何よりも疑問に思ひますのは、交通事故というのは十分の何秒かの瞬間の過失によって発生した結果について、いろいろ賠償が云々されるわけではございますが、逮捕とか勾留とか裁判とか起訴とか、これは人の行為が積み重なっておると同時に、その行為をするときには十分な熟慮時間もあるわけではございます。そして、人の行為によって相当の継続的な時間の余裕のある、そういう行為の結果によって大きな被害が発生したという場合、この場合には交通事故に決して劣らないのではないかと。それから再審で無罪になったような場合には、交通事故の慰謝料を考えるとどうの問題ではないのでございまして、非常に莫大な費用、本当に申し上げるのも計算できないぐらいの費用がかかっております。

冤罪事件の場合でも、鑑定も何回もいたしておりますし、弁護人が五人組みましたが、東京から青森あるいは仙台、名古屋と出張しているわけではございますが、こういうものは全然補償されておられません。苦痛といひますものもけがをしたよりは、比較もあるでございましてしょうけれども、その痛みは非常に深刻でございしますので、この適正はもう少し高く見てよろしいのではないかと、こういうふうに考えるわけではございません。

○猪熊重二君 柳沢先生に、またもう一点お伺いします。

先ほどから、再審請求手続に要した費用を何とかどつちかの刑事補償あるいはそのものとして、もしくは刑事補償なり場合によっては国家賠償なりということで請求したい、あるいは補償するべきだと、こういうふうなお考えのようではございしますが、刑事補償の概念の中に、再審請求手続に関する費用が入りにくいたした場合にも、国家賠償の方でうまく賠償していただければいいわけなんです。憲法十七条があるにもかかわらず国家賠償がほとんど機能していないということではござい

昭和五十三年から六十二年まで、無罪事件の国家賠償請求が五十三件ありまして、この中で現在までに認容されたのがわずかに二件しかない。そして、十九件はまだ一審で審理中だそうでございますので、五十二件中十九件を除けば、三十三件中認められたのは二件しかない。しかも、とっ捕まうて無罪になっただけの話なんですから、そんなにこちらとして難しいことがあるわけじゃないけれども、故意過失という点で、全然裁判所の方で国家賠償を効果的に認めてもらえていないという段階において、この再審請求手続に莫大な費用がかかる。これをどこでどういうふうにして国が補償するというか、弁償するというか、この点について簡単に結構でございますが、先生のお考えをもう一度伺いして終わりにいたします。

○参考人(柳沢義信君) 費用補償、刑事補償、国家賠償、三つの制度が関連していると思います。まず、費用の補償ということになりますれば、再審請求の費用ですから費用補償で本来やるべきではないかというふうに考えられるわけでございます。しかも実際に、その解釈の問題で公判準備なりに入らないと言われているわけでございますけれども、先ほど申し上げましたように、再審の裁判で実際の証拠はほとんど請求段階、米谷事件の場合で言いますれば、全部検察官請求の証拠は無条件に同意いたしました信用性だけに絞って争われているわけでございます。そんなようなことで全部裁判の役割を果たしておりますので、それは本来費用補償で補償されるべきである。

あと、刑事補償あるいは国家賠償、どちらでも補償されたいだければ本人は助かるわけでございますので、よろしく願ひいたします。

○猪熊重二君 四人の先生方、どうもありがとうございます。

○橋本敦君 本日は、それぞれ貴重な御意見をいただきました。ありがとうございます。

また私は柳沢先生、それから三井先生にお伺いしたいと思うんですが、今もありました憲法十七條に基づく国家賠償は、大変な御苦労もお話で出

ましたように、全面的な挙証責任あるいは主張立証責任が原告側にあるものですから、逮捕され、拘束をされ、社会からも家族からも弁護人からも隔離されて、どういう状況で捜査が進展しているかをつぶさに、到底知ることでできない立場にあるという特殊な者が、官憲側の捜査を含め、また裁判手続も含めて過失、故意なんというののもちろん大変なことですが、主張立証責任というそのこと自体が難しいことは、もう一見明白です。したがって、今も猪熊委員からお話がありましたように、認容されるケースというのは希有に近いことになるわけですね。

私の考えでは、この刑事補償というのは、憲法四十条と同時に十七条もやっぱりらんでいいるはずのもので、確定判決で無罪あるいは再審で無罪になったというときは、そのこと自体が無罪判決を受けた者については、むしろ国家権力の作用の側において正しくなかったという客観的に推定されておる。こう見ていくわけですから、無罪判決を受けたことによる国家賠償請求事件では、いわゆる挙証責任の転換論というものをいろうんな判例その他で言っているわけですが、そういう趣旨で過失はなかった、故意はなかったというところは、むしろ国側に主張立証責任があるというような、こういった挙証責任の転換論が法理として適用される可能性が研究されていんじゃないか、議論されていんじゃないか。こういうように思っているんですが、柳沢先生の実際の御体験からあるいは、これは民事訴訟手続ですが、三井先生から、学者の立場から見てもかたがたであろ

うか、御意見をいただければと思います。

○参考人(柳沢義信君) 実務家でございますので感覚的なことを申し上げて済みませんが、実際に人を死刑にするとか自由を拘束するとか、裁判が間違っていたと言われた場合、これはやはりどうして感覚的には違法だというふうには私たちが受け取っておるわけでございますので、やはりそういう重大な結果が出た場合には、その結果をつくらった者は違法であったというふうに評価をして

いただきたいと思うわけでございます。そうすると、結果は違法でございますから過失を推定いたしました。そしてこの被告人なり被疑者あるいはその無罪判決を受けた者に、特別行為があった場合にはもう補償されなくてもやむを得ないわけですから、もうでない限り補償できるような制度にしたいだきたいと思うわけでございます。

○参考人(三井誠君) 冤罪あるいは誤判の問題についてのみ過失の推定あるいは挙証責任の転換論といったようなことをせよということになりますと、恐らく他のものもろの公権力の違法行使との比較で、なぜこれだけそういうふうな理論構成といたうのが可能かという問題が残るようになると思います。この点については、行政法、民法、民事訴訟法等々の理論との絡みで考えざるを得ませんので、すぐに答えすることはできません。

したがって、さしあたりはこれまでの理論とおりのやり方で訴訟手続を進めながら、過失の認定というものが幾らか緩やかになれば、あるいは認定というものが裁判所の方で積極的ななされれば、こういうふうな思っているだけです。

○橋本敦君 まだまだ、おっしゃるような問題も含めて、我々自体も検討する必要があることは私もそのとおり考えております。

その次の問題として、名誉回復に因連をして野村先生と渥美先生に御意見を承りたいと思ひます。

現在の刑事補償法の建前によります無罪の公告というところになりますと、二十四条の規定で、基本的に無罪になったのでこういう刑事補償を決定しましたと、こういう公告ですね。ですから、先ほどから議論されているように、それで名誉回復が十分かどうかというところは問題になるわけですが、その問題は問わないとしても一つ問題がありますのは、身柄拘束で裁判を受けそれで無罪が確定した、こうなりますと、その刑事補償決定で自己がなかなか出てこない。しかしながら、無罪になったというそのこと自体の名誉回復の権利

は、これはやっぱり私は大事だと思ひますね。だから、そういう名誉回復措置ということになりますと、身柄拘束の場合の無罪確定の場合の補償はどうするかという、金銭補償は別として、せめて無罪確定の公告というところで、名誉回復措置を検討するということは必要ではないかというように考えておるんですが、その点向先生の御意見があればいいだいたいと思ひます。

○参考人(野村二郎君) 先生のおっしゃるとおりだと思います。身柄拘束ですと、先生おっしゃるとおりのことでは何ら外部に無罪になったということが公告されない結果になってしまいうわけですが、捜査機関の捜査を受け、裁判を受けたというところが多くなると、人に知られる可能性もあるわけですから、その結果が必ずしも公的な機関によって公告されないというところは、人権、名誉というところから考えると適切ではないし、それなりの手当てをする必要があるのではないかと、そういうふうに思ひます。

○参考人(渥美東洋君) 再審で明らかに新しい証拠で無罪になった場合、この場合には特別にその旨を示して名誉回復のためにできるだけの措置を講ずるべきであるというところはよくわかるんです。ところが、通常事件で無罪になった場合、有罪判決よりもそれ以上に十分公告をすべきかどうかというところになりますと、刑事手続に巻き込まれることによって種々の名誉を失墜する場合は、起訴されただけではございまして、普通の裁判を進めていくときに義務として裁判手続に因連をさせられた証人とか、そういう者たちの名誉も問題になります。また、そういう者たちは証言を行った結果、被告人に不利な証言をして後ほど無罪になりますと、その点に関する損害賠償の請求というところも受けることになるんです。

それらの際に、特に普通の手続の中から不利益を受ける人間は非常に多いと思ひます。特別に無罪になった人間だけについて、本当に無罪だという事実が公告すべきですけれども、それにつけ加えて何か行ふべきかということになると、それ

○参考人(瀧美東洋君) 死刑のための拘置は、特別に考えるという橋本委員のお考え方に私も賛成

○橋本敦君 終わります。
○関嘉彦君 きょうは四人の参考人、お忙しい。

ますと心神喪失の人だろうと何だろうと、不利をその人が受けたことには違いがないわけですよ。

の場合ですけれども、個々の警察官なり、裁半官などの過失ではなしに、国家権力全体としての過失

といひますかね、衆議院段階での審議の過程を見
ていますと、安倍(基)委員の方から、これはシス
テムな過失なんだと。したがって、個々の公務員
の故意または過失を取り扱っている国家賠償の中
でも特異なものなんであって、したがって先ほど
橋本委員も言われましたけれども、举证責任を転
換するとか、あるいは国家賠償法の中に入れるの
ではなしに、そのところだけ引き出してきて、
刑事補償法の中で何か規定を新しく設けたらどう
かというふうな感じもするんですけれども、まず
最初に柳沢参考人にそのことをお伺いしたいと思
うんです。

○参考人(柳沢義信君) 先生のおっしゃるとお
でございますので、特に被害者の立場から見れ
ば、自分の一つの損害でございまずすね。これ
が費用補償、刑事補償、国家賠償というふうに三
つに分かれていますことが非常に困るわけなん
です。しかも、裁判所も違う、法律も違うとい
うことになっておりますので、やはり国家補償
法というふうな本も出ておりますし、一つのま
とまった補償にしたい。そして、それがいろん
な法律の言葉にとりどころに出でまいます。適
正なものである限り、そういうふうな補償してい
ただけるような制度にしたいだけではないとい
うに考えるわけでございます。

○関嘉彦君 何か、それについても少し別な御意見の方があればお伺いいたします。

○参考人(澤美東洋君) 私は少し違った考え方を持ちますが、やはりシステムとしての責任ということを考えるということになりまして、裁判のほうで場合によっては訴制度までありまして、しかも犯人がだれであるかということは、最初の段階では誤ることもございます。それらの活動をする際に、それらが本来過失なんだ、本来構造的な誤りなんだというふうにおっしゃられると、そのシステム全体を否定しなきゃならないということになるのじゃないかと私は思うんです。したがって、やはり通常の過程において生じたものは、過失というより、そういうものではないものだけれども、衡平上救済をす

という基本的な考え方になるので、特別に何かと明確な基準が定まっていたにもかかわらずそれに違反した場合は、これは過失を推定するとか、そういう個々の推定規定を置くことには賛成ですけれども、制度全体がそこから結果さえ誤れば、全部常に過失があるという考え方をとるのは相当に困難だろうというふうに思います。

○西川深君　最後になりました。長時間本日はありがとうございます。

私は法律に至っては全く素人でございますが、今先生方からいろいろと御質問が出ました。僕は子供たちのことからひとつ伺いたいと思うんですが、少年が逮捕されて身柄の拘束を受けると刑事事件に入らずと、保護処分を受けた場合ですけれども、実質的に無罪で保護処分は取り消されても、今のままでは刑事補償法の対象とはならないわけですか。保護とはいっても身柄の拘束を受けた少年の権利の保護に、少し欠けるのではなからうかというふうに少年の場合思うのでありますけれども、皆さん方の御意見をお一人ずつ伺いたいんですが、よろしくお願いいたします。

○参考人(瀧美東洋君) 健全な常識をお持ちの西川委員がおっしゃるのとおりです。ところが、保護処分というのは少年の利益のためのものであるという前提で、そういう哲学で進んできました。したがって、利益の者について保護救済する必要はないじゃないかという理屈になるんです。これは抜本的に考え直してみなければならぬ問題なんです。ですから、その問題を考えなければならぬんです。少年法の理念それ自体をもう一

度再検討するという、そういう厄介な手続を経なければならぬと思います。私もどちらかといひますと西川委員がおっしゃられたように、実態は不利益であつて、その問題はもう少しよく考える必要がある、少年法についても一回抜本的に検討し直す必要があるというふうに考えております。

○参考人（野村二郎君） 西川先生非常に鋭い御指摘だと思いますけれども、少年法そのものの自体が

やはり瀧美参考人がおっしゃったように、少年の保護ということが前提になっておりまして、それを補償というふうな形で金銭面の補償をするといふことになりますと、問題は少年法の保護の本質に触れる問題になると思いますので、やはりそれについては、今にわかに私はどういうふうな意見を持っているかということをお尋ねになつても、ちよつと申し上げる材料を持ってないということです。でございます。

○参考人(三井誠君) お二人の参考人の御意見と同じで、少年法の問題と刑事補償法のねらいとして、うものが若干異なっておるものですから、保護処分と無罪を同列に置くことができません。したがって、おっしゃつたような問題点があるようには思われませんが、今すぐに無罪判決と同様の効果はあるいは刑事補償という観点から考えていくというのが妥当かということになると、なお検討すべき余地が多々あると考えております。

○参考人(柳沢義信君) 私は西川先生のおっしゃ

られたとおриだと思ひます。
結果的に保護すべきでなかつた人を少年院なり

何なりに送つて、それが事実が違つたという結果が出た場合に、そこに損害が発生したらやはり賠償しなけりゃいけないんじゃないかと考えられます。

それから、もう一つこの機会に申し上げておきたいのは、科学も何も発展してまいりますので、人為の及ばないところで結果だけが間違つてくゝ場合があるわけですが、その一つの例として米谷公事件で血液型問題を申し上げているわけでございます。

ますので、そういうものが重なって結果が間違つた場合、これはやはりひとつ補償していただくようなことをお考え願いたい、そう思います。

○西川潔君　ぜひひとつよろしくお願いいたします。

これで終わります。
○委員長(三木忠雄君) 以上で参考人に対する質疑は終わりました。
参考人の方々に一言お礼を申し上げます。

（拍手） 本案についての審査は、本日はこの程度にとどめます。

本日はこれにて散会いたします。
 午後四時三分散会
 四月一日日本委員会に左の案件が付託された。

第六九一號 昭和六十三年三月十八日受理

刑事施設法案の早期成立に関する請願
請願者 東京都墨田区向島五ノ三ノ二 奥
田行朗君 外三十名
紹介議員 西村 尚治君
この請願の趣旨は、第五九一号と同じである。

第六九二号 昭和六十三年三月十八日受理
刑事施設法案の早期成立に關する請願
請願者 東京都新宿区余丁町四ノ四 小林
富栄 外十名

この請願の趣旨は、第五九一号と同じである。

紹介議員 田辺 哲夫君

第七〇〇号 昭和六十三年三月二十二日受理
刑事施設法案の早期成立に関する請願

請願者 愛媛縣溫泉郡重信町西岡五八七番地
 二一 青柳幸一 外十三名
 紹介議員 仲川 幸男君
 この請願の趣旨は、第五九一号と同じである。

第七〇九号 昭和六十三年三月二十三日受理
刑事施設法案の早期成立に関する請願(八通)

請願者 東京都立川市柏町三ノ一八ノ一

紹介議員 須崎平左衛門 外五百五十一名
西村 尚治君

この請願の趣旨は、第五九一号と同じである。

第七一〇号 昭和六十三年三月二十三日受理

刑事施設法案の早期成立に関する請願

請願者 東京都北区王子本町一ノ一三ノ七
斎藤豊也 外十三名

紹介議員 原 文兵衛君

この請願の趣旨は、第五九一号と同じである。

四月八日本委員会に左の案件が付託された。

一、刑事施設法案の早期成立に関する請願(第七二五号)(第七二六号)(第七二七号)(第七二八号)(第七二九号)(第七三〇号)(第七三一号)(第七三二号)(第七三三号)(第七三四号)(第七三五号)(第七三六号)(第七三七号)(第七三八号)(第七三九号)(第七四〇号)(第七四一号)(第七四二号)(第七四三号)(第七四四号)(第七四五号)(第七四六号)(第七四七号)(第七四八号)(第七四九号)(第七五〇号)(第七五一号)(第七五二号)(第七五三号)(第七五四号)(第七五五号)(第七五六号)(第七五七号)(第七五八号)(第七五九号)(第七六〇号)(第七六一号)(第七六二号)(第七六三号)(第七六四号)

第七二五号 昭和六十三年三月二十五日受理

刑事施設法案の早期成立に関する請願

請願者 東京都大田区蒲田四ノ一八ノ一八
上野喜信 外三十二名

紹介議員 小野 清子君

この請願の趣旨は、第五九一号と同じである。

第七二六号 昭和六十三年三月二十五日受理

刑事施設法案の早期成立に関する請願

請願者 岩手県盛岡市大通二ノ一ノ一七
盛内政志 外六十七名

紹介議員 高橋 清孝君

この請願の趣旨は、第五九一号と同じである。

第七二七号 昭和六十三年三月二十五日受理

刑事施設法案の早期成立に関する請願

請願者 群馬県富岡市相野田二四五 鈴木

紹介議員 秀夫 外十名
最上 進君

この請願の趣旨は、第五九一号と同じである。

第七二八号 昭和六十三年三月二十五日受理

刑事施設法案の早期成立に関する請願

請願者 群馬県吾妻郡長野原町大字大津二
四五 櫻井東介 外四十名

紹介議員 山本 富雄君

この請願の趣旨は、第五九一号と同じである。

第七二九号 昭和六十三年三月二十五日受理

刑事施設法案の早期成立に関する請願(十二通)

請願者 群馬県太田市浜町二ノ三七 津
久井智男 外二百八十九名

紹介議員 福田 宏一君

この請願の趣旨は、第五九一号と同じである。

第七四八号 昭和六十三年三月二十八日受理

刑事施設法案の早期成立に関する請願(十二通)

請願者 群馬県前橋市岩神町四ノ一ノ一
一池下とみ 外百九十八名

紹介議員 中曾根弘文君

この請願の趣旨は、第五九一号と同じである。

第七四九号 昭和六十三年三月二十八日受理

刑事施設法案の早期成立に関する請願

請願者 徳島県名西郡神山町鬼龍野字阿保
坂三三四ノ二 高橋裕 外二十六

紹介議員 松浦 孝治君

この請願の趣旨は、第五九一号と同じである。

第七五〇号 昭和六十三年三月二十八日受理

刑事施設法案の早期成立に関する請願

請願者 岡山市十日市東町六ノ四九 入船

健一 外五百三十六名

紹介議員 加藤 武徳君

この請願の趣旨は、第五九一号と同じである。

第七五一号 昭和六十三年三月二十八日受理

刑事施設法案の早期成立に関する請願

請願者 岡山県玉野市和田三ノ二三ノ三
岡田君子 外三百二十七名

紹介議員 木村 睦男君

この請願の趣旨は、第五九一号と同じである。

第七五二号 昭和六十三年三月二十八日受理

刑事施設法案の早期成立に関する請願

請願者 東京都台東区西浅草一ノ五ノ五
美濃部薫一 外十七名

紹介議員 原 文兵衛君

この請願の趣旨は、第五九一号と同じである。

第七五三号 昭和六十三年三月二十八日受理

刑事施設法案の早期成立に関する請願(二通)

請願者 新潟市文京町三ノ一八 植村秀吉
外百四名

紹介議員 吉川 芳男君

この請願の趣旨は、第五九一号と同じである。

第七五四号 昭和六十三年三月二十八日受理

刑事施設法案の早期成立に関する請願

請願者 山口市陶一、〇一三 松尾操子
外十一名

紹介議員 二本 秀夫君

この請願の趣旨は、第五九一号と同じである。

第七五五号 昭和六十三年三月二十八日受理

刑事施設法案の早期成立に関する請願

請願者 京都市西京区松尾神ヶ谷町五六
藤田价治 外九名

紹介議員 植木 光教君

この請願の趣旨は、第五九一号と同じである。

第七八六号 昭和六十三年三月二十九日受理

刑事施設法案の早期成立に関する請願(十七通)

請願者 北海道岩見沢市志文本町三条五ノ
八 武田謙 外五百名

紹介議員 工藤万砂美君

この請願の趣旨は、第五九一号と同じである。

第七八七号 昭和六十三年三月二十九日受理

刑事施設法案の早期成立に関する請願

請願者 石川県河北郡内灘町字緑台二ノ二
〇二ノ二九 常石秀夫 外五十名

紹介議員 嶋崎 均君

この請願の趣旨は、第五九一号と同じである。

第七八八号 昭和六十三年三月三十一日受理

刑事施設法案の早期成立に関する請願

請願者 奈良市大安寺町一、〇二八 熊木
國實 外百四十七名

紹介議員 服部 安司君

この請願の趣旨は、第五九一号と同じである。

第七八九号 昭和六十三年三月三十一日受理

刑事施設法案の早期成立に関する請願

請願者 静岡市駒形通一ノ五ノ五 伊藤通
明 外十七名

紹介議員 木宮 和彦君

この請願の趣旨は、第五九一号と同じである。

第七九〇号 昭和六十三年三月三十一日受理

刑事施設法案の早期成立に関する請願

請願者 新潟市窪田町三ノ一五九 根布健
二 外六十六名

紹介議員 長谷川 信君

この請願の趣旨は、第五九一号と同じである。

第七九一号 昭和六十三年三月三十一日受理

刑事施設法案の早期成立に関する請願

請願者 山形市旅籠町一ノ一七ノ一七 駒

紹介議員 鈴木 貞敏君

この請願の趣旨は、第五九一号と同じである。

第八六二号 昭和六十三年三月三十一日受理

刑事施設法案の早期成立に関する請願

請願者 栃木県宇都宮市四六寛一ノ五ノ五

新井源蔵 外百五十三名

紹介議員 森山 眞弓君

この請願の趣旨は、第五九一号と同じである。

第八六三号 昭和六十三年三月三十一日受理

刑事施設法案の早期成立に関する請願

請願者 埼玉県越谷市相模町五ノ一九四ノ

三 藤川善通 外五十一名

紹介議員 名尾 良孝君

この請願の趣旨は、第五九一号と同じである。

第八六四号 昭和六十三年三月三十一日受理

刑事施設法案の早期成立に関する請願(三通)

請願者 三重県上野市桑町一、四三五 森

川熊蔵 外百四十名

紹介議員 斎藤 十朗君

この請願の趣旨は、第五九一号と同じである。

四月十二日本委員会に左の案件が付託された。

(予備審査のための付託は三月八日)

一、刑事補償法の一部を改正する法律案

四月十五日本委員会に左の案件が付託された。

二、刑事施設法案の早期成立に関する請願(第

八九一号)(第八九二号)(第八九三号)(第八九

四号)(第八九五号)(第九三〇号)(第九三二

号)(第九三三三)(第九五四号)(第九五五号)

(第九五六号)(第九六六号)(第九八三三)(第
九八四号)(第九八五号)(第九八六号)

第八九一号 昭和六十三年四月一日受理

刑事施設法案の早期成立に関する請願

請願者 東京都練馬区大泉町三ノ一五ノ一

七 渡井万亀雄 外三十二名

紹介議員 下福葉耕吉君

この請願の趣旨は、第五九一号と同じである。

第八九二号 昭和六十三年四月一日受理

刑事施設法案の早期成立に関する請願

請願者 静岡県田町四ノ九五 野村紀代志

外十名

紹介議員 木宮 和彦君

この請願の趣旨は、第五九一号と同じである。

第八九三三 昭和六十三年四月一日受理

刑事施設法案の早期成立に関する請願(四通)

請願者 栃木県黒磯市板室八五六 室井勇

外百八十一名

紹介議員 岩崎 純三君

この請願の趣旨は、第五九一号と同じである。

第八九四号 昭和六十三年四月一日受理

刑事施設法案の早期成立に関する請願

請願者 山形県長井市あら町二ノ一 佐藤

智己 外二十名

紹介議員 降矢 敬義君

この請願の趣旨は、第五九一号と同じである。

第八九五号 昭和六十三年四月一日受理

刑事施設法案の早期成立に関する請願(二通)

請願者 三重県津市中央八ノ三〇 小林賢

司 外二十九名

紹介議員 斎藤 十朗君

この請願の趣旨は、第五九一号と同じである。

第九三〇号 昭和六十三年四月四日受理

刑事施設法案の早期成立に関する請願

請願者 広島県山県郡加計町上堀八九 森

脇盛雄 外八十二名

紹介議員 宮澤 弘君

この請願の趣旨は、第五九一号と同じである。

第九三一三 昭和六十三年四月四日受理

刑事施設法案の早期成立に関する請願(二通)

請願者 栃木県矢板市長井七一五 渡邊恭

男 外百七十一名

紹介議員 岩崎 純三君

この請願の趣旨は、第五九一号と同じである。

第九三二二 昭和六十三年四月四日受理

刑事施設法案の早期成立に関する請願

請願者 鳥取市三山口二九六 有田暢義

外二十一一名

紹介議員 西村 尚治君

この請願の趣旨は、第五九一号と同じである。

第九五四号 昭和六十三年四月五日受理

刑事施設法案の早期成立に関する請願(一通)

請願者 宮崎市丸山二ノ二七八 栗林東五

外三十三名

紹介議員 上杉 光弘君

この請願の趣旨は、第五九一号と同じである。

第九五五号 昭和六十三年四月五日受理

刑事施設法案の早期成立に関する請願(二通)

請願者 香川県高松市桜町二ノ一五ノ二〇

川崎正一 外千四百九十九名

紹介議員 平井 卓志君

この請願の趣旨は、第五九一号と同じである。

第九五六号 昭和六十三年四月五日受理

刑事施設法案の早期成立に関する請願

請願者 東京都八王子市八幡町九ノ三 関

孝 外八名
紹介議員 小野 清子君
この請願の趣旨は、第五九一号と同じである。

第九六六号 昭和六十三年四月六日受理

刑事施設法案の早期成立に関する請願(二通)

請願者 熊本県荒尾市四ツ山町三ノ九ノ一

二 川上智洞士 外三百八十四名

紹介議員 守住 有信君

この請願の趣旨は、第五九一号と同じである。

第九八三三 昭和六十三年四月七日受理

刑事施設法案の早期成立に関する請願

請願者 高知県高岡郡日高村本郷二五五

植村巖 外七十六名

紹介議員 林 道君

この請願の趣旨は、第五九一号と同じである。

第九八四号 昭和六十三年四月七日受理

刑事施設法案の早期成立に関する請願(六通)

請願者 北海道千歳市大和ノ一三ノ一五

浅見恒松 外四百九十一名

紹介議員 工藤万砂美君

この請願の趣旨は、第五九一号と同じである。

第九八五号 昭和六十三年四月七日受理

刑事施設法案の早期成立に関する請願(三通)

請願者 和歌山市西浜三ノ三ノ一六 櫻井

益美 外百二十二名

紹介議員 世耕 政隆君

この請願の趣旨は、第五九一号と同じである。

第九八六号 昭和六十三年四月七日受理

刑事施設法案の早期成立に関する請願

請願者 三重県津市大谷町一八四 赤塚亮

一 外三十七名

紹介議員 斎藤 十朗君

二三ノ一 石川正雄 外百八十六名

紹介議員 降矢 敬義君

この請願の趣旨は、第五九一号と同じである。

第一一七一号 昭和六十三年四月十四日受理

刑事施設法案の早期成立に関する請願

請願者 山口県宇部市上宇部中村 秋本謙吾 外八十七名

紹介議員 二本 秀夫君

この請願の趣旨は、第五九一号と同じである。

第一一七二号 昭和六十三年四月十四日受理

刑事施設法案の早期成立に関する請願

請願者 新潟市西堀通七番町一、五五八

今湊良敬 外二百四十八名

紹介議員 吉川 芳男君

この請願の趣旨は、第五九一号と同じである。

第一号中正誤

ベジ 段行 誤

正

三 一 終わり

太揚物産

太陽物産

第二号中正誤

ベジ 段行 誤

正

八 二 終わり

事件

受件

〃 四 〃

事件数

受件数

元 二 四 五

死刑囚

死刑囚

昭和六十三年五月十四日印刷

昭和六十三年五月十六日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

C